

**燕市障がい者基本計画
第5期燕市障がい福祉計画
第1期燕市障がい児福祉計画**

平成30年度～平成32年度
(2018) (2020)



平成30年3月

燕 市

【目次】

第1章 計画策定の背景と目的	1
1 障がい者福祉に関する動向	1
(1) 国の動向	1
(2) 燕市における経過	3
2 計画策定の目的	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
6 サービスの体系	8
第2章 燕市の障がいのある人の状況	9
1 障がい福祉の状況	9
(1) 障がいのある人の人数	9
2 サービス事業所等の概要	15
3 アンケート調査の概要	18
4 就労に関するニーズ調査の概要	25
第3章 燕市障がい者基本計画	30
1 計画の基本目標	30
(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり	30
(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり	31
(3) 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり	31
2 施策の体系	32
3 施策の方向性（基本施策）	33
(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり	33
① 障がい福祉サービスの充実	33
② 障がい児等支援体制の充実	34
③ 地域生活支援事業の充実	35
④ 相談支援体制の機能強化	36
⑤ 権利擁護支援の推進	37
⑥ 障がいのある人の健康づくり	39
⑦ 保健医療等関係機関との連携	40
⑧ 情報提供の推進	41

⑨ 意思疎通支援事業の推進 -----	43
(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり -----	44
① 雇用・就労、経済的自立支援の推進 -----	44
② スポーツ・文化活動の促進 -----	45
③ 保育体制の充実 -----	46
④ 教育体制の充実 -----	46
(3) 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり -----	47
① 障がいに対する理解促進 -----	47
② ボランティア・支えあい活動の促進 -----	48
③ 生活環境の整備 -----	49
④ 防災・防犯体制の整備 -----	50
第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画 -----	53
1 計画の成果目標 -----	53
(1) 障がい児等支援の体制整備 【第1期燕市障がい児福祉計画部分】 -----	53
(2) 相談支援体制の機能強化 -----	55
(3) 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進 -----	57
(4) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進 -----	61
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 -----	63
(6) 地域生活支援拠点等の整備 -----	65
2 活動指標としての障がい福祉サービス見込量 -----	67
(1) 訪問系サービスの内容及び見込量 -----	67
(2) 日中活動系サービスの内容及び見込量 -----	72
(3) 居住系サービスの内容及び見込量 -----	82
(4) 相談支援サービスの内容及び見込量 -----	85
(5) 障がい福祉サービスの必要な見込量確保のための方策 -----	87
3 活動指標としての児童福祉法に基づくサービス見込量 -----	
【第1期燕市障がい児福祉計画部分】 -----	88
(1) 児童福祉法に基づくサービスの内容及び見込量 -----	88
(2) 児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量確保のための方策 -----	94
4 活動指標としての地域生活支援事業サービス見込量 -----	95
(1) サービス内容及び見込量 -----	95
(2) 各事業の見込量確保のための方策 -----	103
5 活動指標一覧 -----	105
第5章 計画実現のために -----	108

1	関係機関との連携とPDCAサイクルの実施-----	108
	(1) 関係機関等との連携強化-----	108
	(2) PDCAサイクルの実施体制の整備-----	108
	(3) 基幹相談支援センターによる計画の進捗管理-----	109
	(4) 燕市障がい者基本計画・第4期燕市障がい福祉計画評価実績-----	110
資料編 -----		111
1	計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過-----	111
2	燕市障がい者自立支援協議会委員名簿-----	112
3	燕市障がい者自立支援協議会設置要綱-----	113
4	燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱-----	115

※本計画内の平成31年以降の元号表記につきましては、平成31年5月1日の改元に伴い、元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものといたします。

第1章 計画策定の背景と目的

1 障がい者福祉に関する動向

(1) 国の動向

① 障害者自立支援法の施行

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は新たな段階に移行しました。主な特徴として、①障がい福祉サービスの一元化、②市町村が実施主体、③利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、④就労支援の強化、⑤手続き・基準の透明化、明確化などが盛り込まれた制度の構築が図られました。

② 特別支援教育

障がい児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する特別支援教育が平成19年4月から学校教育法に位置づけられ、すべての学校で障がい児支援の充実が図られています。

③ 障害者基本法の改正

平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が施行され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現や障害者権利条約における*合理的配慮の概念が盛り込まれました。

④ 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月には、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする障害者虐待防止法が施行されました。

⑤ 精神保健福祉法の改正

平成26年4月に精神保健福祉法の一部を改正する法律が施行され、これまで医療保護入院の際に課されていた「保護者」の責任を軽減し、入院に関する同意のみに改められました。また、病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化されました。

*合理的配慮とは

障がい者の権利の確保のために必要な調整であり、過度な負担までは課さないものを言います。

⑥ 障害者差別解消法の施行

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されました。

⑦ 児童福祉法の改正

平成28年5月に児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じる旨が定められました。平成30年4月から施行されます。

⑧ 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、発達障がいのある人への支援は社会的障壁を除去するために行う等の基本理念の追加や、子どもから高齢者までのどのライフステージでも切れ目なく支援が行われることに関する、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、就労と教育支援の強化が図られました。

⑨ 障害者総合支援法の改正

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うために改正され、平成30年4月から施行されます。

⑩ 地域共生社会の実現（社会福祉法、障害者総合支援法、介護保険法、児童福祉法）

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、地域住民等との協働による包括的支援体制づくり、及び高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられます。

以上のように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、国の制度や社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、実現性の高い計画を策定し、計画に基づく施策の展開が極めて重要となっています。

(2) 燕市における経過

障がいのある人の福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず地域住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし計画的な取り組みを継続してまいりました。

また、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とした「燕市障がい者基本計画」「第 4 期燕市障がい福祉計画」を策定（平成 27 年 3 月）し、「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」の実現をめざしています。

第 4 期燕市障がい福祉計画には、①福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進 ②障がい児支援体制の整備 ③相談支援体制の機能強化を盛り込み、燕市独自の視点を含めた施策展開を行ってきました。

その成果として、福祉的就労関連では「燕市における障がい者就労施設等からの物品調達方針」に基づき、ツバメルシェや各課事業・イベントと連携した取り組みによる調達実績の向上、福祉的就労賃の向上が図られました。障がい児支援体制の整備では、燕市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という）療育支援専門部会を設け、それぞれの分野で行われている支援をより効果的に「つなげる」ための検討を始め、ライフステージを見据えた将来をイメージできる支援の実現に向けた取り組みを行っています。相談支援体制の機能強化では、平成 26 年 4 月に社会福祉課内に設置した燕市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）と相談支援事業所が連携し、相談支援専門員の資質向上だけではなく、サービス提供事業所を含めた研修を実施するなど「障がいのある人等の支援体制」を作るという広い視野で取り組んでいます。

また、障がいのある人の「移動」に関する地域課題を検討するため、自立支援協議会に移動支援専門部会を設け、課題解消に向けた取り組みを行っています。

2 計画策定の目的

平成 26 年度に策定した「燕市障がい者基本計画・第 4 期燕市障がい福祉計画」においては、*ノーマライゼーション、*リハビリテーションの理念のもと計画の推進を図ってきました。

この計画が平成 29 年度に計画期間が終了となるため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値等を検証しました。

「燕市障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画」は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき障がい福祉施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障害者基本計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条」に基づき障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」の 2 つの計画からなっています。

また、児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています。障害児福祉計画は障害者総合支援法第 88 条に規定する障害福祉計画と一体的に作成することができることになっており、燕市でも「第 1 期燕市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

3 計画の位置づけ

「燕市障がい者基本計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画で、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための計画であり、「第 5 期燕市障がい福祉計画」「第 1 期燕市障がい児福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条・児童福祉法第 33 条の 20 に基づく計画で障がい福祉サービスの提供に関する具体的な方策などを示す実施計画となります。

なお、本計画は、上位計画にあたる「第 2 次燕市総合計画」をはじめ、「燕市地域福祉計画（燕ささえあいプラン）」などの関連計画と整合性が図られたものとします。

*ノーマライゼーションとは

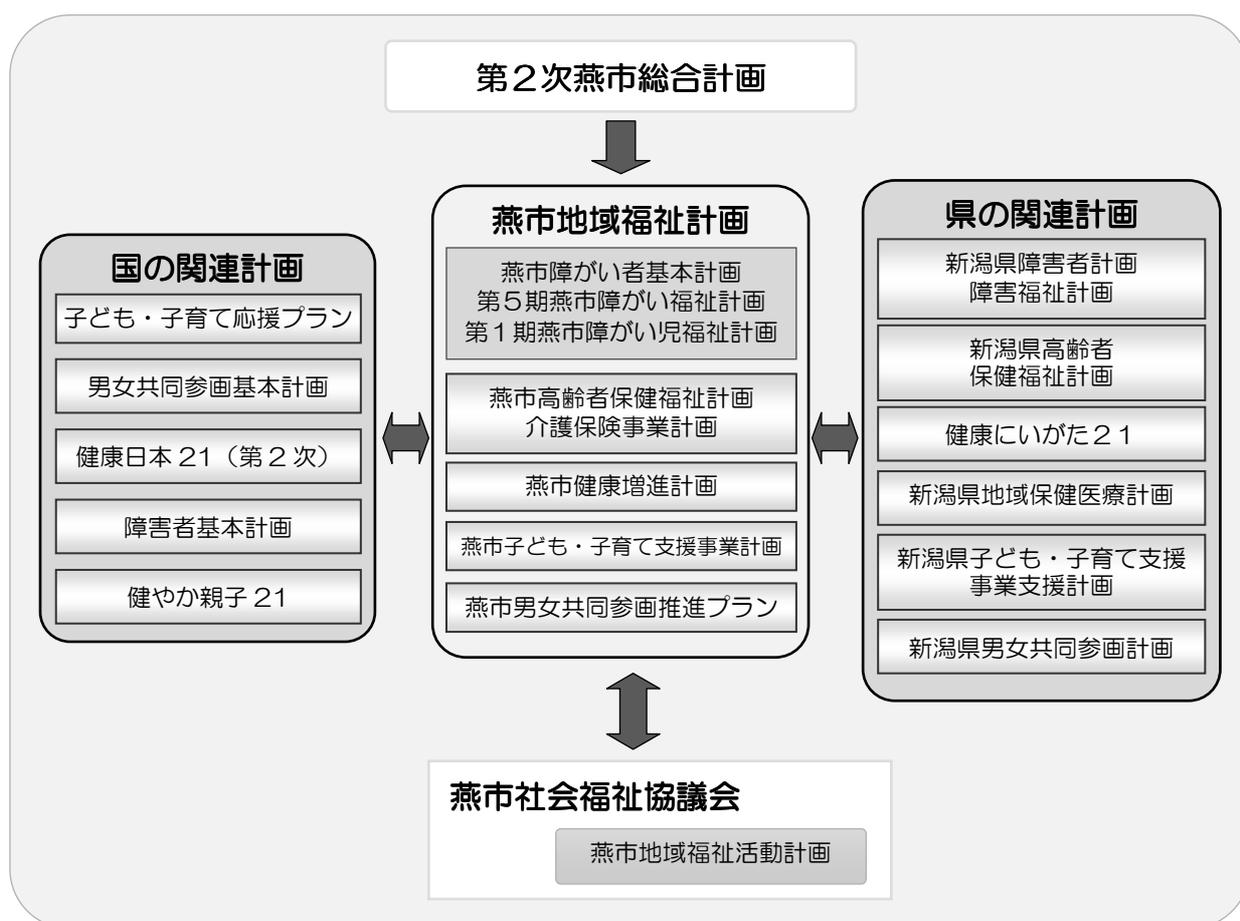
障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

*リハビリテーションとは

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者の年齢のすべての段階において、自立と社会参加をめざすとの考え方。

区分	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
所管省庁	内閣府	厚生労働省	
計画の趣旨	市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、当該市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

【主な関連計画との位置づけ】



4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間としています。

なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。

【燕市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間】

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
燕市障がい者基本計画 第4期燕市障がい福祉計画			燕市障がい者基本計画 第5期燕市障がい福祉計画 第1期燕市障がい児福祉計画		
		見直し			見直し

5 計画の策定体制

計画の策定にあたり、燕市らしい計画とするために、次に掲げる方法等により、市民、障がい福祉関係者、児童福祉関係者、学識経験者等から幅広く意見を聴取し、地域の現状と課題の把握に努めました。

【市民意見の計画反映】

障がい福祉サービスなどの利用意向及び生活実態を把握するため、平成29年7月に「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

年齢により必要なサービスの違い等を考慮し、「障がい者」と「障がい児」に分けて実施しました。

また、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

【障がい福祉関係者】

福祉施設から一般就労への移行に関する各機関の支援状況を理解し、意見を反映させるため、就労移行支援事業所へのニーズ調査を実施しました。

【入所支援施設・精神科病院】

長期入所者・長期入院者への支援の実態については、県から示された長期入院患者の地域移行に伴う市町村の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を参考としました。

【保育・教育関係者】

自立支援協議会療育支援専門部会での検討を経て、平成28年度から社会福祉課児童福祉係に設置された療育支援の体制づくりの部署や各関係部署から意見を聴取しました。

【自立支援協議会】

本計画策定にあたっては、支援の実態を把握している基幹相談支援センターが中心となって地域課題の発掘・抽出を行い、障がい福祉関係者、学識経験者、雇用関係者等で構成する自立支援協議会を開催し、課題解決に向けた計画の方向性について、意見を聴取しました。

自立支援協議会では、今後、地域の支援体制整備に向けた検討を行うとともに、計画の実現性を高めるために、PDCAサイクルで評価を行います。

6 サービスの体系

サービスは、障がいのある人の個々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて提供するサービスと、市町村の創意工夫により状況に応じて柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系】



第2章 燕市の障がいのある人の状況

1 障がい福祉の状況

(1) 障がいのある人の人数

① 障がいのある人の状況

手帳所持者の推移をみると、平成25年から平成29年にかけて、やや増加傾向となっています。総人口に占める割合は、平成25年と比較して平成29年は0.2ポイント高い5.5%となり、今後も増加の傾向が予測されます。

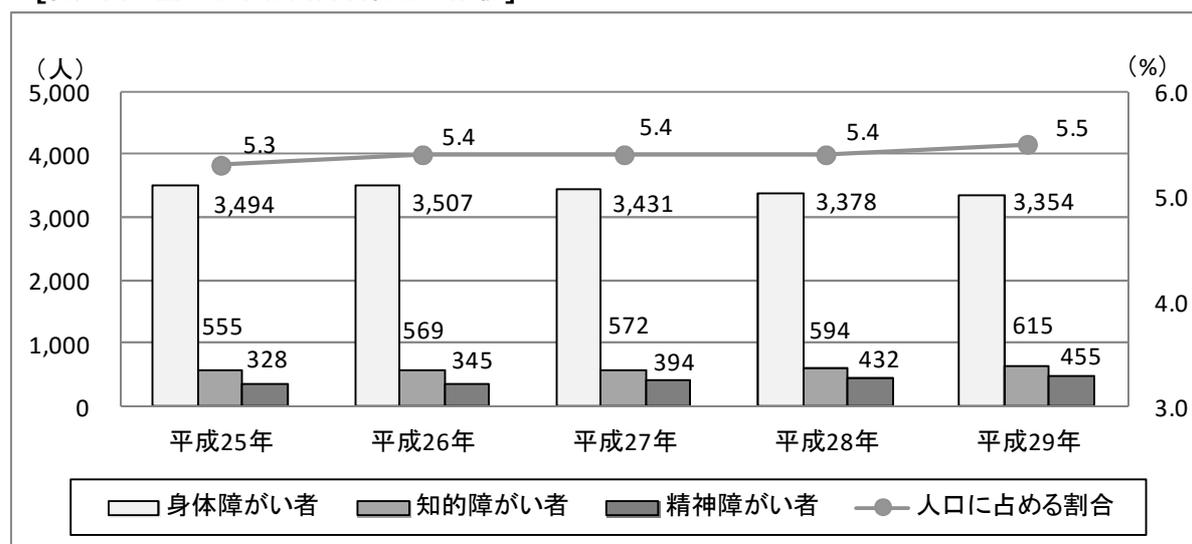
【総人口に占める手帳所持者総数の推移】

(単位：人、%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	82,782	82,364	81,917	81,465	80,909
手帳所持者総数	4,377	4,421	4,397	4,404	4,424
身体障がい	3,494	3,507	3,431	3,378	3,354
知的障がい	555	569	572	594	615
精神障がい	328	345	394	432	455
人口に占める割合	5.3	5.4	5.4	5.4	5.5

資料：住民基本台帳・障害者手帳台帳(各年4月1日現在)

【総人口に占める手帳所持者総数の推移】



② 身体障がいのある人の状況

障がい部位別の手帳所持状況をみると、各年とも肢体不自由が最も多くなっています。平成29年では、肢体不自由が2,063人と全体の61.5%となっています。次に内部障がい741人で22.1%、聴覚・平衡機能障がい339人で10.1%の順となっています。

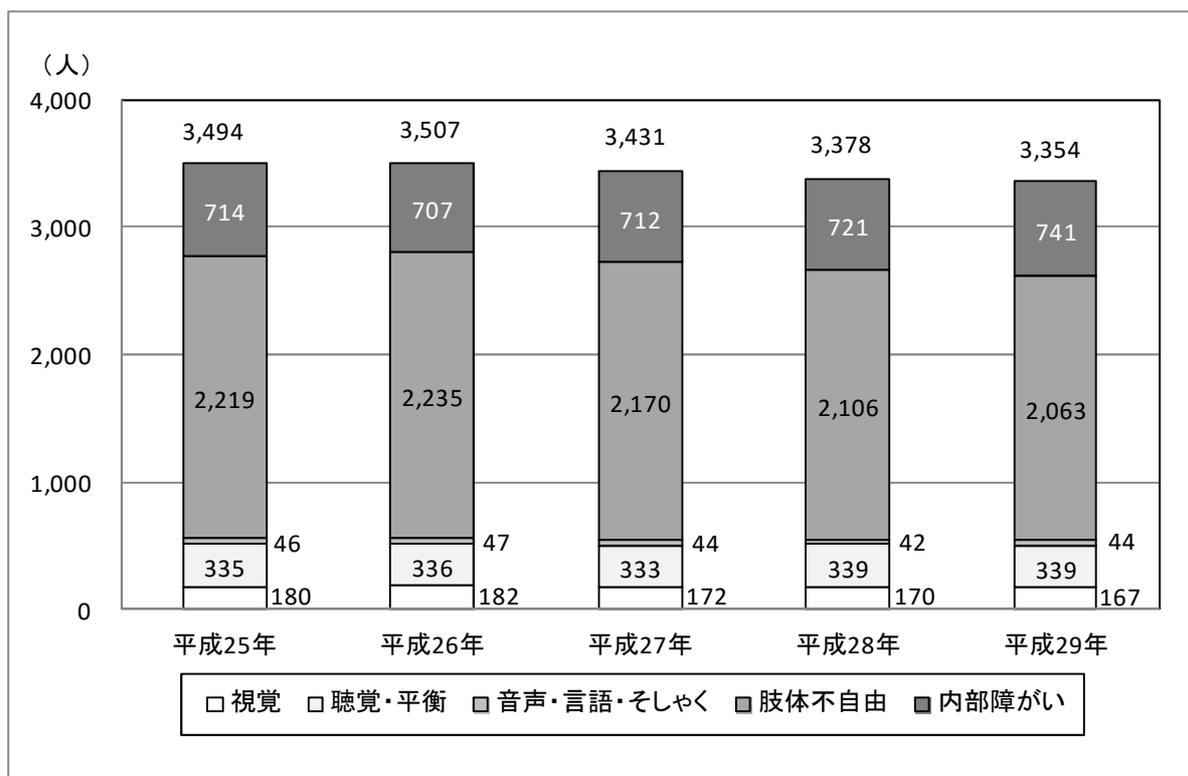
【身体障害者手帳所持者の障がい部位別の状況】

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
平成25年	180	335	46	2,219	714	3,494
平成26年	182	336	47	2,235	707	3,507
平成27年	172	333	44	2,170	712	3,431
平成28年	170	339	42	2,106	721	3,378
平成29年	167	339	44	2,063	741	3,354

資料：身体障害者手帳台帳(各年4月1日現在)

【身体障害者手帳所持者の障がい部位別の状況】



等級別の手帳所持状況をみると、1級の手帳所持者が932人と全体の27.8%を占めています。次いで4級が818人(24.4%)、3級が566人(16.9%)の順となっています。

等級別・障がい別の部位でみると、肢体不自由の4級が566人で最も多く、全体の16.9%を占めています。次に、内部障がいの1級が531人(15.8%)、肢体不自由の3級が411人(12.3%)、肢体不自由の1級が346人(10.3%)の順となっています。

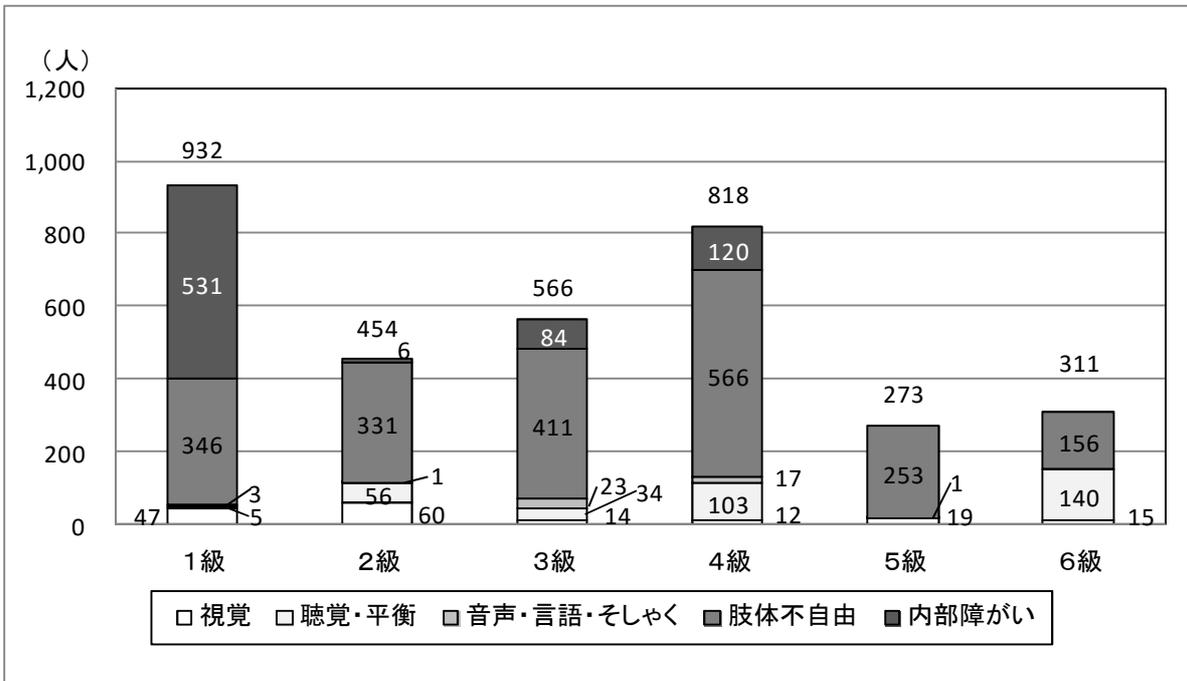
【身体障害者手帳所持者の等級別・障がい部位別の状況】

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	47	5	3	346	531	932
2級	60	56	1	331	6	454
3級	14	34	23	411	84	566
4級	12	103	17	566	120	818
5級	19	1	0	253	0	273
6級	15	140	0	156	0	311
合計	167	339	44	2,063	741	3,354

資料：身体障害者手帳台帳(平成29年4月1日現在)

【身体障害者手帳所持者の等級別・障がい部位別の状況】



③ 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者の推移をみると、各年ともB（中・軽度）の所持者が多くなっています。平成29年でみると、A（重度）の所持者の割合が36.6%、B（中・軽度）の所持者の割合が63.4%となっています。

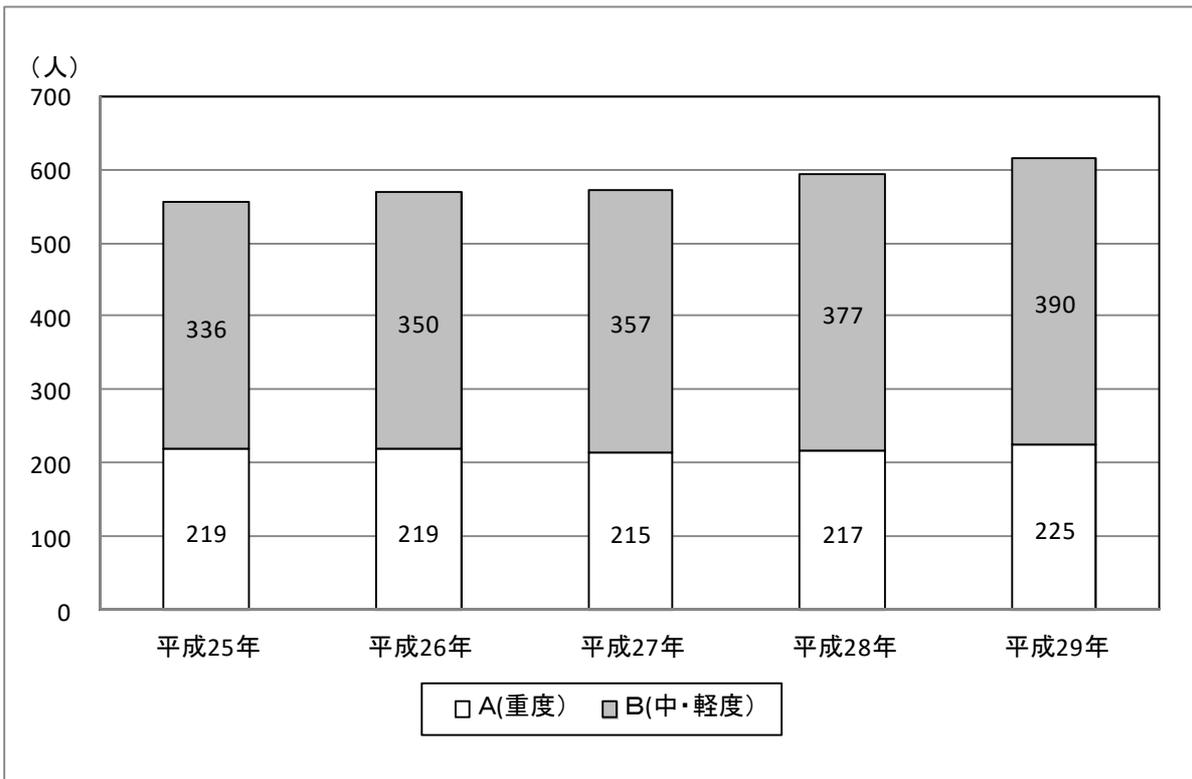
【療育手帳所持者の障がい程度の推移】

(単位：人)

区分	A（重度）	B（中・軽度）	合計
平成25年	219	336	555
平成26年	219	350	569
平成27年	215	357	572
平成28年	217	377	594
平成29年	225	390	615

資料：療育手帳台帳(各年4月1日現在)

【療育手帳所持者の障がい程度の推移】



④ 精神障がいのある人及び自立支援医療受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況をみると、平成25年から平成29年にかけて増加傾向となっています。平成29年でみると、2級の所持者が375人と全体の82.4%を占め、最も多くなっています。

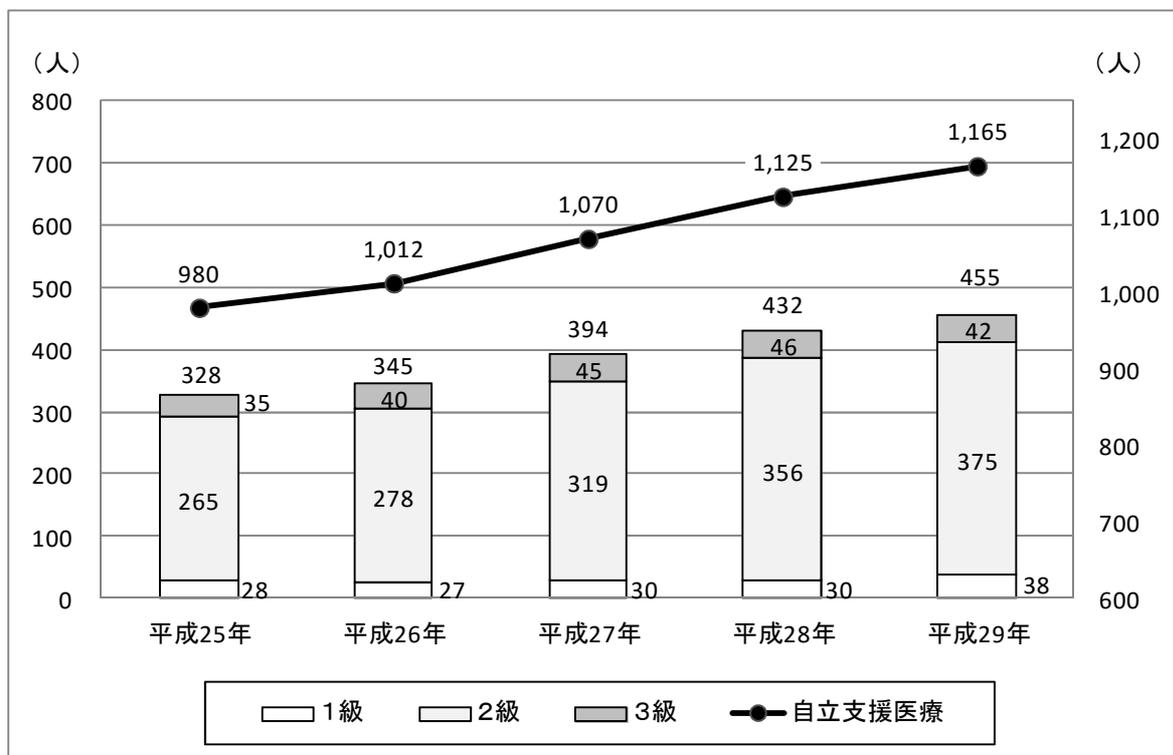
また、精神科、もしくは神経内科等に通院されている自立支援医療の受給者は、平成29年で1,165人となっており、増加傾向となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者（精神通院医療）の推移】（単位：人）

区分	1級	2級	3級	合計	自立支援医療
平成25年	28	265	35	328	980
平成26年	27	278	40	345	1,012
平成27年	30	319	45	394	1,070
平成28年	30	356	46	432	1,125
平成29年	38	375	42	455	1,165

資料：精神障害者保健福祉手帳台帳(各年4月1日現在)

【精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者（精神通院医療）の推移】



⑤ 障害支援区分別の認定者数

障害者総合支援法では障がい福祉サービスの支給決定にあたって、様々な状態の障がいのある人が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるように、支援を必要とする尺度として平成 26 年度から「障害支援区分」の制度が導入されました（平成 25 年度までは障害程度区分）。区分 6 が最も支援を必要と認定された状態となっています。

障害支援区分別の認定者数は、平成 29 年 4 月 1 日現在 953 人となっています。区分別では、区分 6 が 226 人で最も多く、次に、区分 2 が 203 人、区分 5 が 181 人の順となっています。

【障害支援区分別認定者数】

(単位：人)

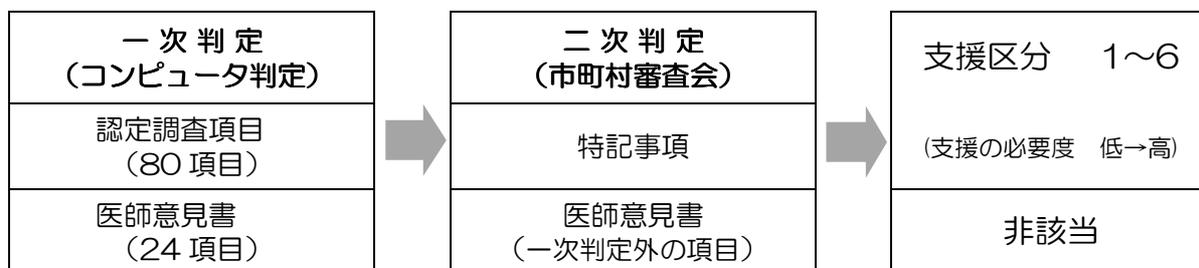
	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計
区分1	3	23	15	41
区分2	37	129	37	203
区分3	41	82	25	148
区分4	38	114	2	154
区分5	52	129	0	181
区分6	139	87	0	226
合計	310	564	79	953

※平成 29 年 4 月 1 日現在

【参考】

障害支援区分は、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

また、透明で公平な支給決定を実現する観点から、それぞれの障がい特性を反映できるよう配慮しつつ「共通の基準」とすることや調査員や審査会委員の主観に左右されにくい「客観的な基準」となるよう配慮されています。



※市町村審査会委員マニュアル（平成 28 年 4 月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）より抜粋

2 サービス事業所等の概要

障がいのある人の日常生活を支援する市内のサービス提供事業所は、次のとおりです。

燕市内事業所一覧

平成29年4月1日現在

	事業所名	サービス内容（定員）	運営主体
訪問系サービス	ケアサポート つばめ	居宅介護・重度訪問介護	(有)燕看護婦家政婦紹介所
	燕市社会福祉協議会 介護サービス室	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	(福)燕市社会福祉協議会
	ヘルパーステーション 光	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	合同会社ヘルパーステーション光
	ホームヘルプサービス ひまわりの園	居宅介護・重度訪問介護	(福)吉田福祉会
日中活動系サービス	つばくろの里	生活介護（70） 短期入所（5）	(福)つばめ福祉会
	障害福祉サービス事業所すきっぷ	生活介護（18） 就労継続支援B型（20）	(NPO)らいふすてーじ
	デイサービスセンターつばめ福寿園	生活介護（*空床利用）	(福)つばめ福祉会
	つばめ第2 デイサービスセンター	生活介護（空床利用）	(福)つばめ福祉会
	つばめ第3 デイサービスセンター	生活介護（空床利用）	(福)つばめ福祉会
	デイサービスセンター白ふじの里	生活介護（空床利用）	(福)つばめ福祉会
	デイサービスセンターひまわりの園	生活介護（空床利用）	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター太陽の園	生活介護（空床利用）	(福)吉田福祉会
	つばめ福寿園 短期入所生活介護センター	短期入所（24） *介護保険サービス含む	(福)つばめ福祉会
	白ふじの里 短期入所生活介護センター	短期入所（空床利用）	(福)つばめ福祉会
	ショートステイ 太陽の園	短期入所（空床利用）	(福)吉田福祉会
	特別養護老人ホーム 分水の里	短期入所（20） *介護保険サービス含む	(福)桜井の里福祉会
	ショートステイ ひまわりの園	短期入所（20） *介護保険サービス含む	(福)吉田福祉会
	燕市社会福祉協議会 就労支援センター	就労継続支援A型（10） 就労継続支援B型（15）	(福)燕市社会福祉協議会
あったかハート	就労継続支援A型（20）	(福)吉田福祉会	

*空床利用とは

施設入所等の定員に空きがある場合に利用している状況を言います。

	事業所名	サービス内容（定員）	運営主体	
日中活動系サービス	トム・ソーヤ	就労移行支援（6） 就労継続支援B型（30）	(NPO)アビリティィ燕	
	ねむの木工房	就労継続支援B型（35）	西蒲原福祉事務組合	
	ふれあいの家	就労移行支援（6） 就労継続支援B型（26）	西蒲原福祉事務組合	
	夢工場つばめ	就労移行支援（6） 就労継続支援B型（40）	(福)つばめ福祉会	
	ワークセンターやすらぎ	就労移行支援（6） 就労継続支援B型（15）	(福)燕・西蒲原福祉会	
障害児通所支援	きららにじぐみ	児童発達支援・ 放課後等デイサービス *両事業合わせて(10)	(福)吉田福祉会	
	きららにじぐみキッズ	児童発達支援・ 放課後等デイサービス *両事業合わせて(10)	(福)吉田福祉会	
	つばめ療育館	児童発達支援（10） 放課後等 デイサービス（10）	(株)Nose つばめ療育館	
	燕市障がい者地域生活支援センター はばたき	放課後等 デイサービス（10）	(福)燕市社会福祉協議会	
	デイサービスセンターひまわりの園	放課後等デイサービス （空床利用）	(福)吉田福祉会	
	デイサービスセンター太陽の園	放課後等デイサービス （空床利用）	(福)吉田福祉会	
居住系サービス	グループホーム	アトム寮	アトム寮（男：6）さくら寮 （女：5）あすなろ寮（男：4） 信コップ寮（男：4）ブーケ 寮（夫婦 男：1 女：1）	(NPO)アビリティィ燕
		つばくろホーム	あきば1号棟（女：4）2号 棟（男：4）とどろき（男：6）	(福)つばめ福祉会
		サポートハウス若生	本体（男：5） サテライト（女：1）	(福)吉田福祉会
		ケアホームにっこり	（男：5）	(NPO)すまいる
		さくら	よしだ（女：4）	(福)長岡福祉協会
	つばくろの里	入所施設（40）	(福)つばめ福祉会	

	事業所名	サービス内容（定員）	運営主体
地域生活支援事業	障がい福祉サービス事業所 あいこうえん翼	日中一時支援（10）	(NPO)あいこうえん翼
	すきっぴ	日中一時支援（8）	(NPO)らいふすてーじ
	つばくろの里	日中一時支援（1）	(福)つばめ福祉会
	ふれあいの家	日中一時支援（2）	西蒲原福祉事務組合
	ねむの木工房	日中一時支援（2）	西蒲原福祉事務組合
	燕市社会福祉協議会 介護サービス室	移動支援 訪問入浴	(福)燕市社会福祉協議会
	ヘルパーステーション 光	移動支援	合同会社 ヘルパーステーション光
	地域生活支援センター やすらぎ	地域活動支援センター（20）	(福)燕・西蒲原福祉会
	燕市障がい者地域生活支援センター はばたき	地域活動支援センター（20）	(福)燕市社会福祉協議会
	ひまわりの家自立訓練所	地域活動支援センター（17）	(NPO)結
	サポートハウスすまいる分水	地域活動支援センター（10）	(NPO)すまいる
	caféさんぼ道	地域活動支援センター（10）	(NPO)リカバリー燕
	（相談支援事業） 計画相談	相談支援センター アリス	相談支援
相談支援事業所 つばくろ		相談支援	(福)つばめ福祉会
地域生活支援センター やすらぎ		相談支援	(福)燕・西蒲原福祉会
燕市社会福祉協議会 はばたき		相談支援	(福)燕市社会福祉協議会
相談支援事業所 ひまわり		相談支援	(福)吉田福祉会
つばめ療育館		相談支援	(株)Nose つばめ療育館

3 アンケート調査の概要

□ 調査目的

平成 30 年度を初年度とする「燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画及び第 1 期燕市障がい児福祉計画」を策定するため、本市における障がい福祉サービスの利用状況等を把握し、計画の基礎資料として「障がい者」対象と「障がい児」対象の 2 つのアンケート調査を実施しました。

□ 調査内容

- 調査月：平成 29 年 7 月
- 調査基準日：平成 29 年 4 月 1 日
- 調査対象者：18 歳未満の手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）、福祉サービスを利用している方
18 歳以上の手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）、サービスを利用している方（65 歳未満）
※65 歳以上は介護保険が優先適用のため対象外としました。
- 回収方法：郵送による配布・回収

□ 回収結果

18 歳未満	配布部数	204 件
	回収部数	107 件
	回収率	52.5 %
	有効部数	102 件

18 歳以上	配布部数	781 件
	回収部数	403 件
	回収率	51.6 %
	有効部数	393 件

□ 調査結果の見方

- ① グラフ中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、すべて小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が 100%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率 (%) は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「〇はいくつでも」等）の設問については、すべての回答比率の合計が 100%を超えることがあります。

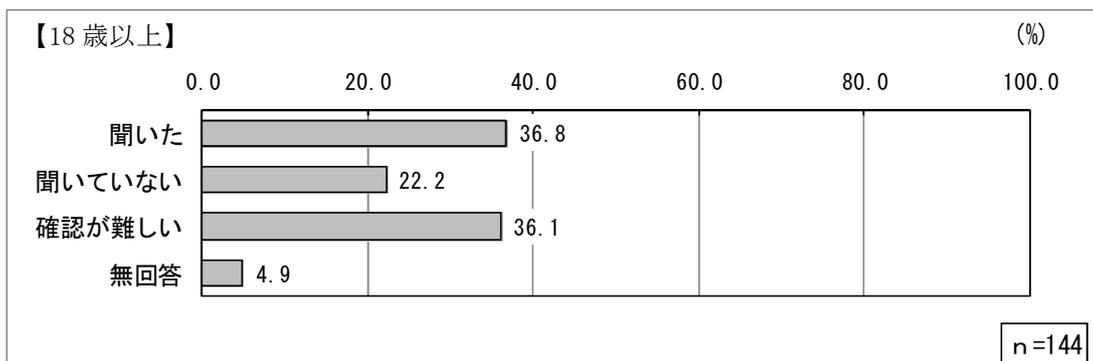
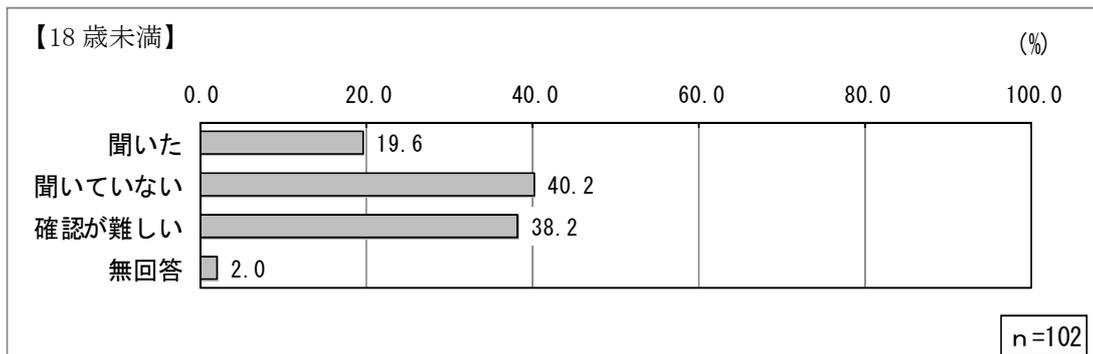
□ アンケート調査（一部抜粋）

① 本人の意見（本人以外が答えた方にお聞きしました）

本人の意見をきかれましたか。（〇は1つ）

18歳未満の方は「聞いていない」が最も高く40.2%、次いで「確認が難しい」が38.2%となっています。

18歳以上の方は「聞いた」が36.8%、「確認が難しい」が36.1%とほぼ同じ割合で高くなっています。

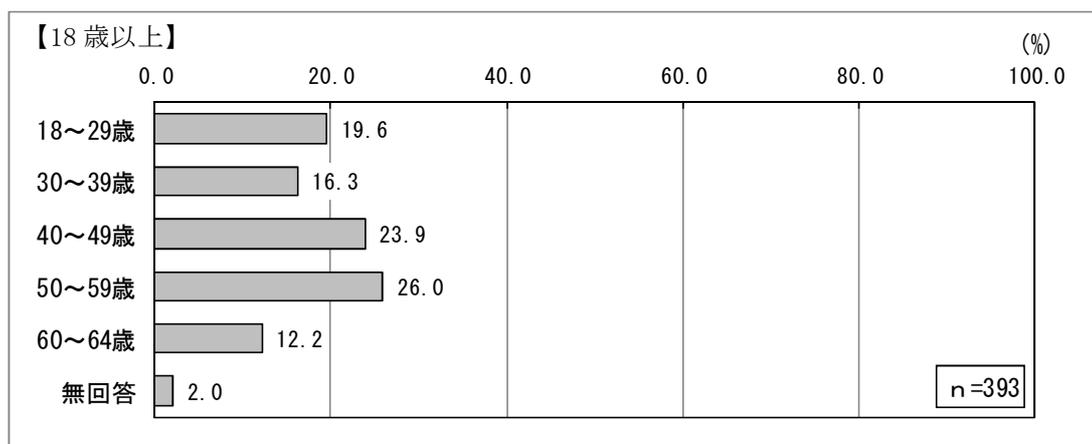
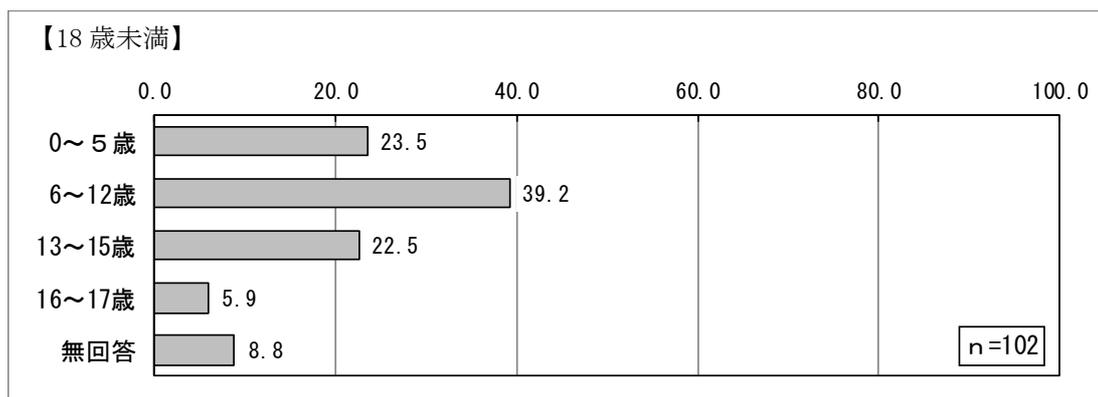


② 年齢

あなたは、何歳ですか。（平成29年9月1日現在）（数字を記入）

18歳未満の方は「6～12歳」が最も高く39.2%、次いで「0～5歳」が23.5%となっています。

18歳以上の方は「50～59歳」が最も高く26.0%、次いで「40～49歳」が23.9%となっています。

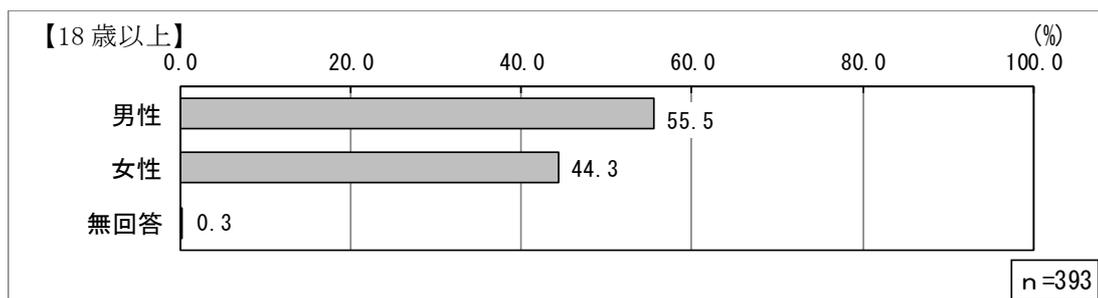
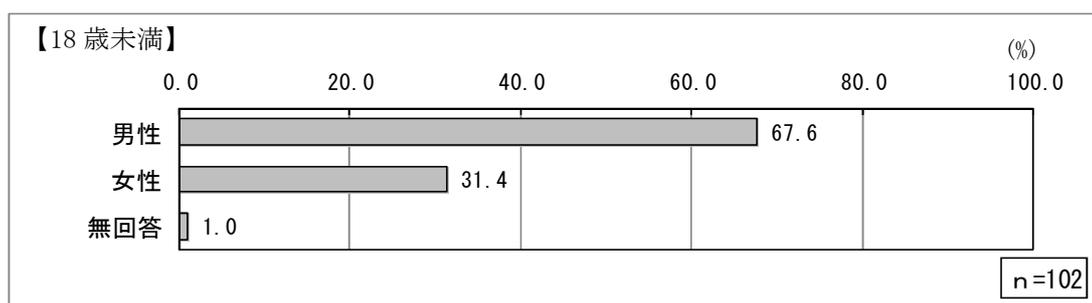


③ 性別

あなたの性別はどちらですか。(○は1つ)

18歳未満の方は「男性」が67.6%、「女性」が31.4%となっています。

18歳以上の方は「男性」が55.5%、「女性」が44.3%となっています。

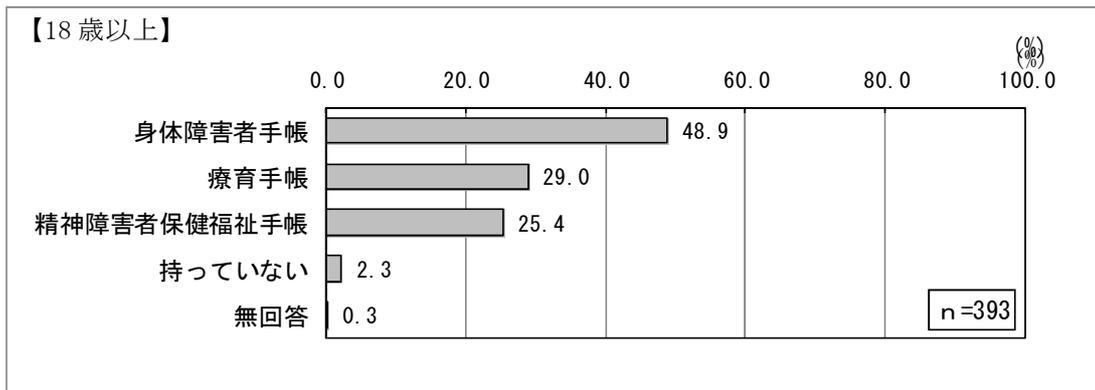
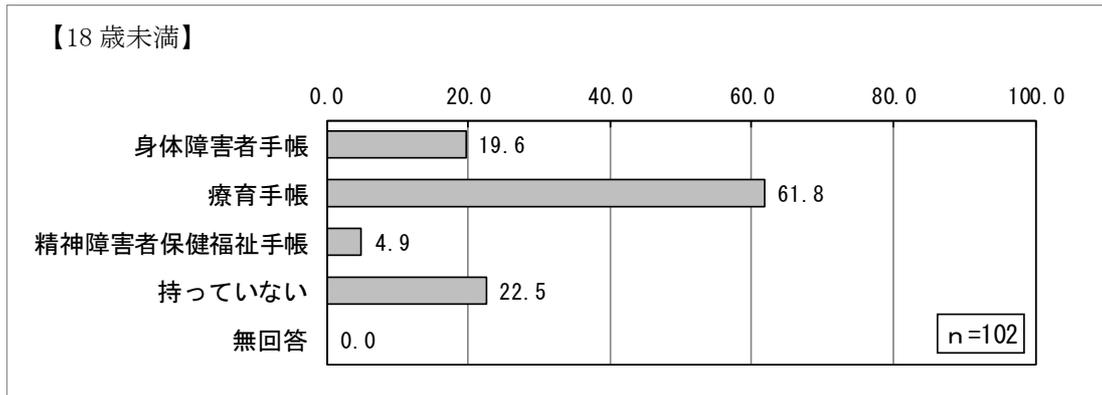


④ 手帳の種類について

現在、お持ちの手帳の種類はどれですか。(〇はいくつでも)

18歳未満の方は「療育手帳」が61.8%、「持っていない」が22.5%、「身体障害者手帳」が19.6%となっています。

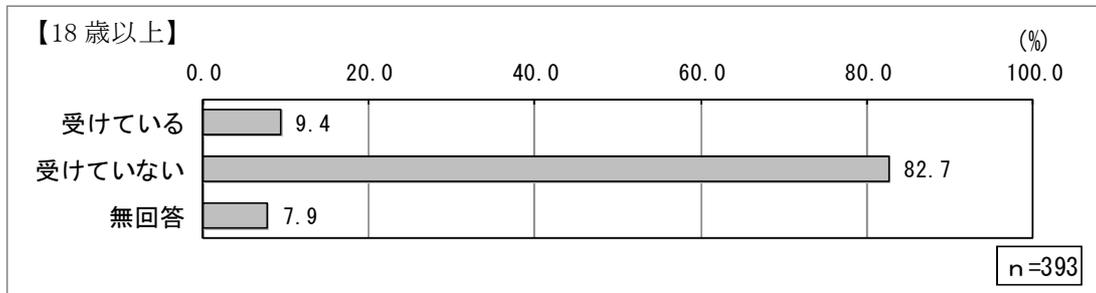
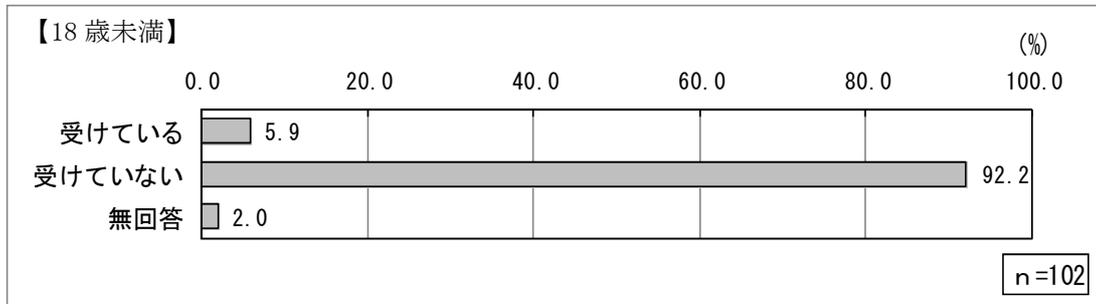
18歳以上の方は「身体障害者手帳」が48.9%、「療育手帳」が29.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が25.4%となっています。



⑤ 難病（特定疾患）の認定の有無について

あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。（〇は1つ）

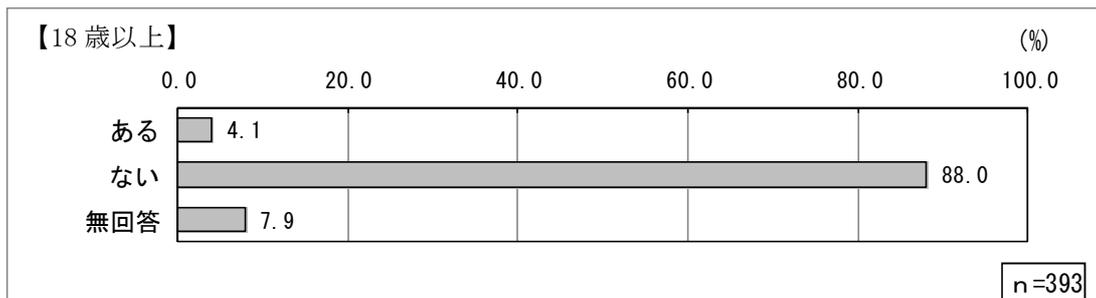
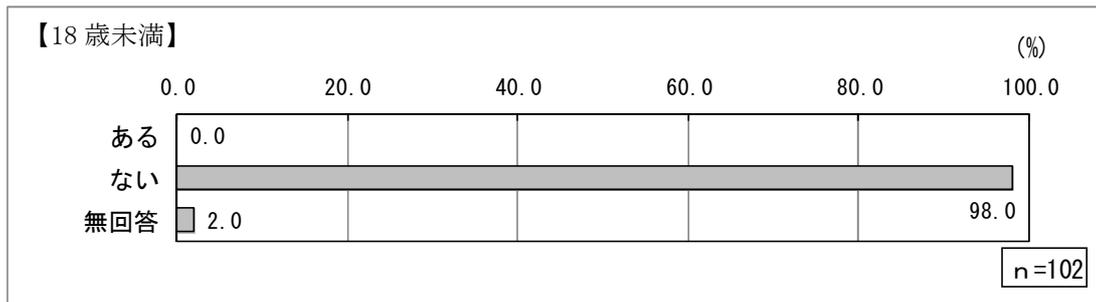
18歳未満の方、18歳以上の方ともに「受けていない」が最も多くなっています。



⑥ 高次機能障がいの診断の有無について

あなたは高次機能障害として診断されたことがありますか。（〇は1つ）

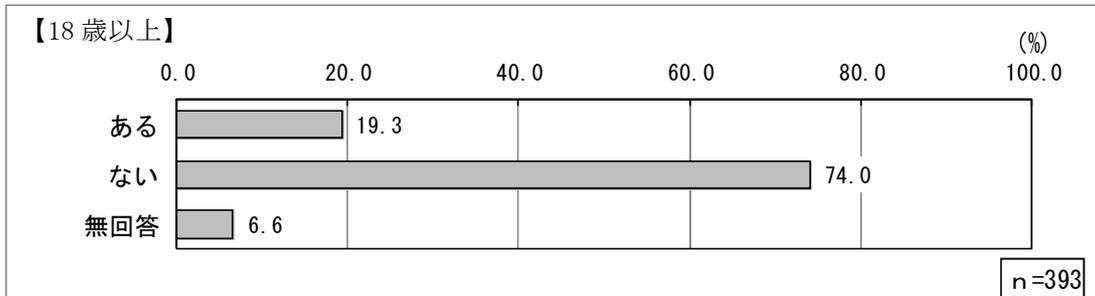
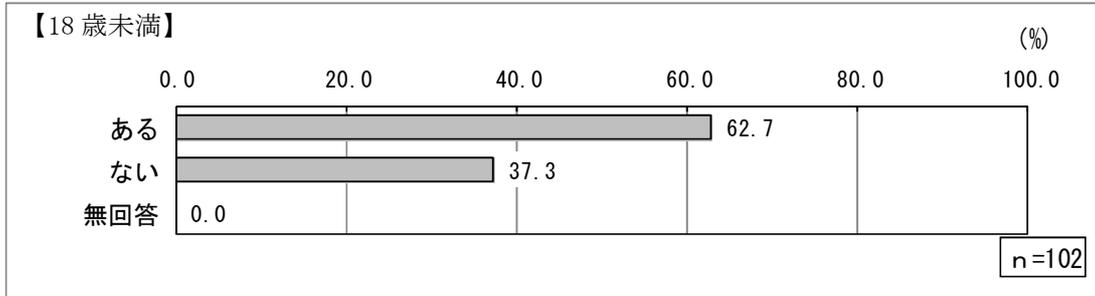
18歳未満の方、18歳以上の方ともに「ない」が最も多くなっています。



⑦ 発達障がいについて

あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(〇は1つ)

18歳未満の方は「ある」が62.7%、18歳以上の方は「ない」が74.0%となっています。

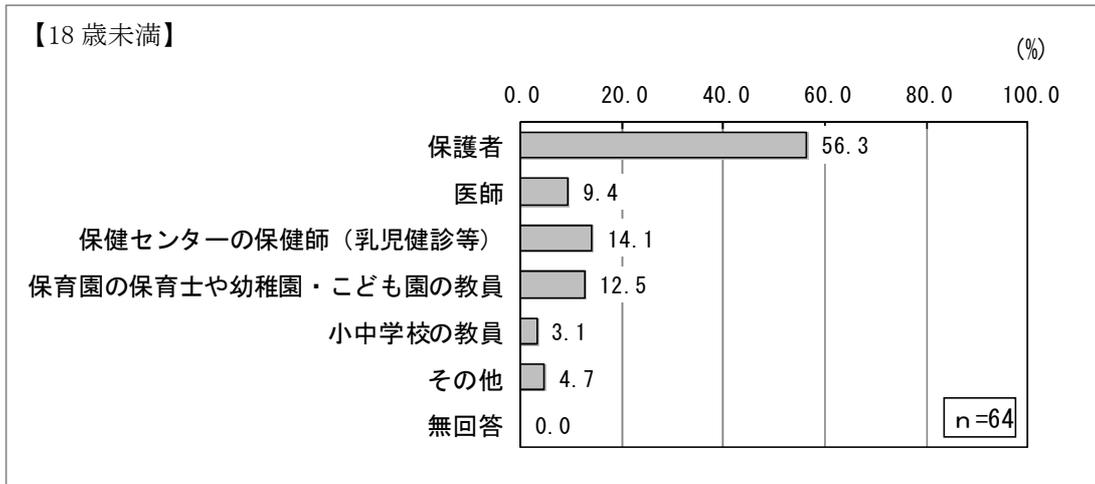


⑧ 最初に気づいた人について

(発達障がいと診断された18歳未満の方にお聞きしました)

どなたが最初に気づきましたか。(〇は1つ)

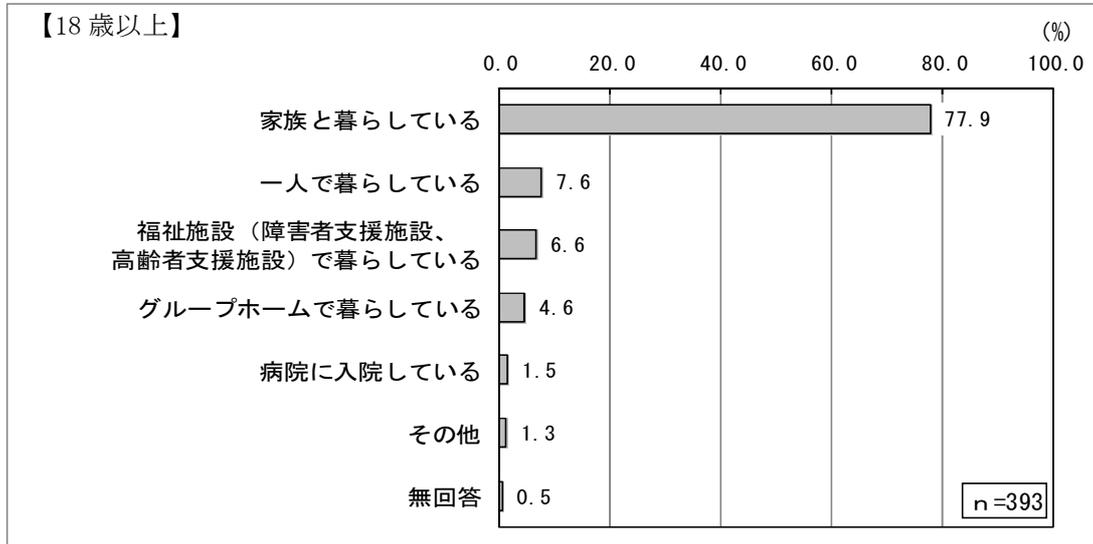
「保護者」が56.3%と最も高く、次いで「保健センターの保健師(乳児健診等)」
「保育園の保育士や幼稚園・こども園の教員」となっています。



⑨ 暮らしについて（18歳以上の方にお聞きしました）

あなたは現在どのように暮らしていますか。（〇は1つ）

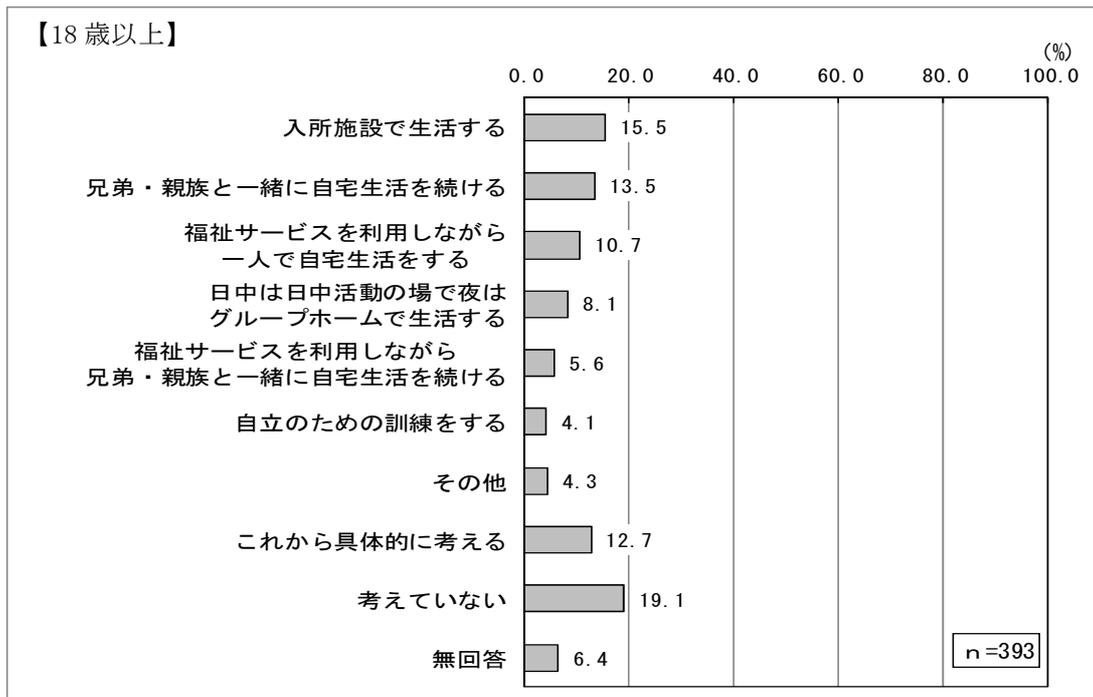
「家族と暮らしている」が最も高く77.9%、次いで「一人で暮らしている」が7.6%となっています。



⑩ 親亡き後について（18歳以上の方にお聞きしました）

親亡き後のことをどのように考えていますか。（〇は1つ）

「考えていない」が最も高く19.1%、次いで「入所施設で生活する」が最も高く15.5%となっています。



4 就労に関するニーズ調査の概要

障がいのある人の就労に関する実態を把握・分析し、障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画に燕市らしい成果目標や施策を盛り込むために実施しました。

□ 調査先

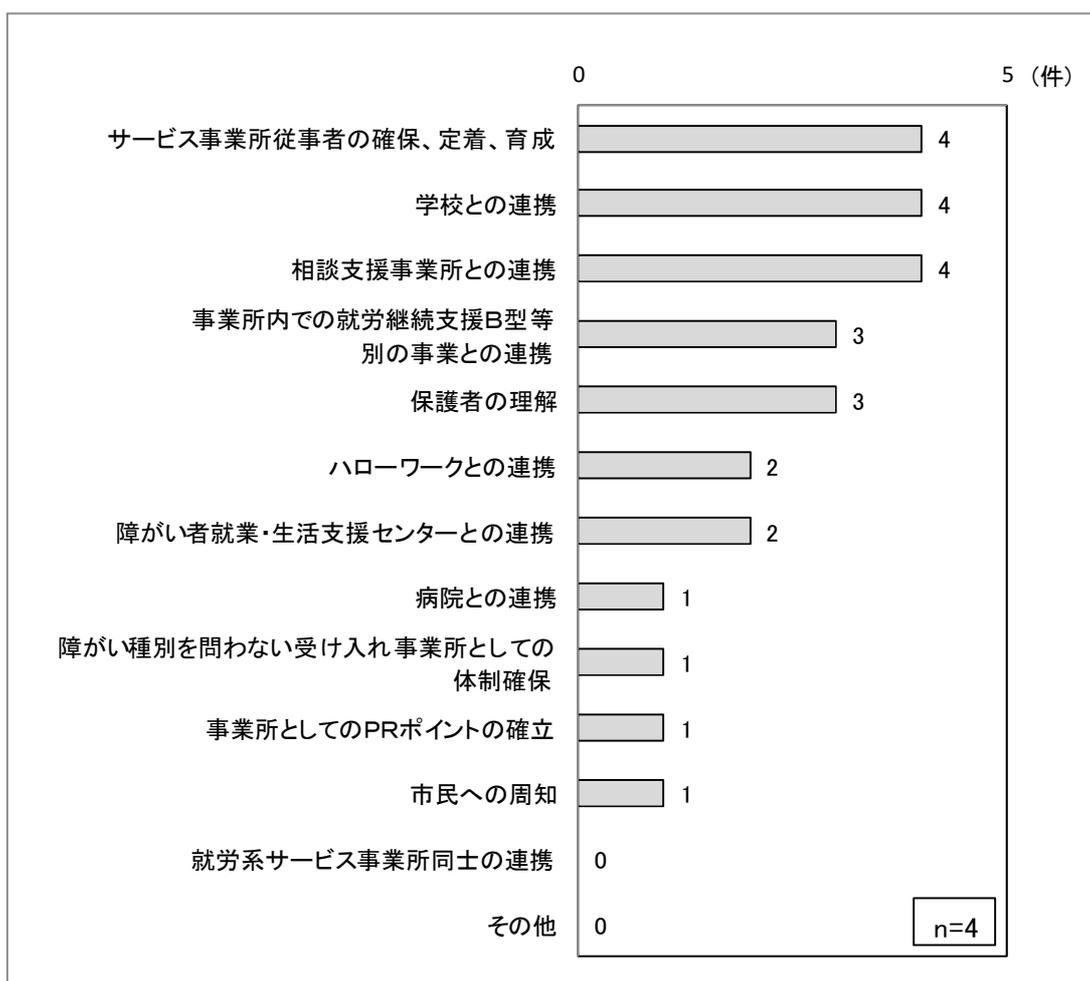
市内の就労移行支援事業所4か所、就労継続支援A型事業所2か所、就労継続支援B型事業所7か所、計8か所（※重複して事業を展開している事業所有）

□ 結果概要

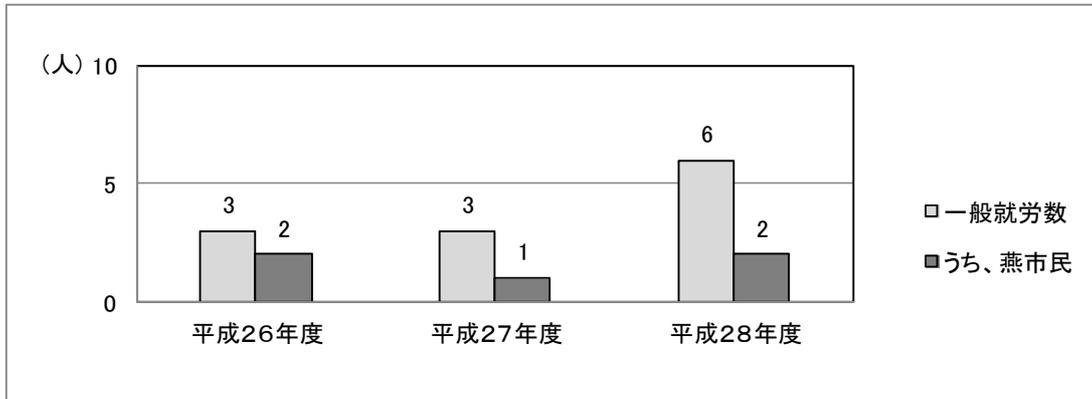
【就労移行支援事業所への調査】

① 就労移行支援事業での利用者確保に必要なこと（〇はいくつでも）

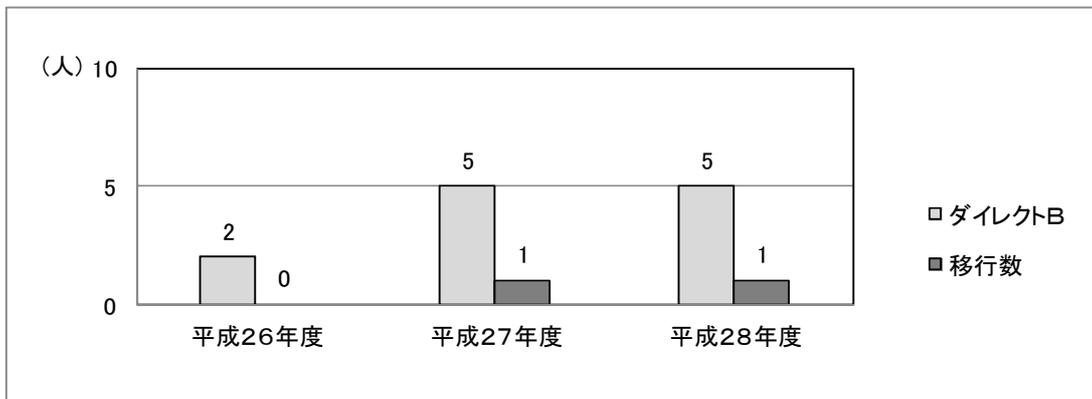
「サービス事業所事業者の確保、定着、育成」「学校との連携」「相談事業所との連携」が最も高く4か所、次いで「事業所内での就労継続支援B型等別の事業との連携」「保護者の理解」が3か所となっています。



- ② 学校卒業後直ちに就労移行支援事業を利用して一般就労に至った利用者数
 一般就労数は「平成26年度」に比べ「平成28年度」が6人と増加しています。
 また、一般就労数のうち、燕市民数は横ばいとなっています。



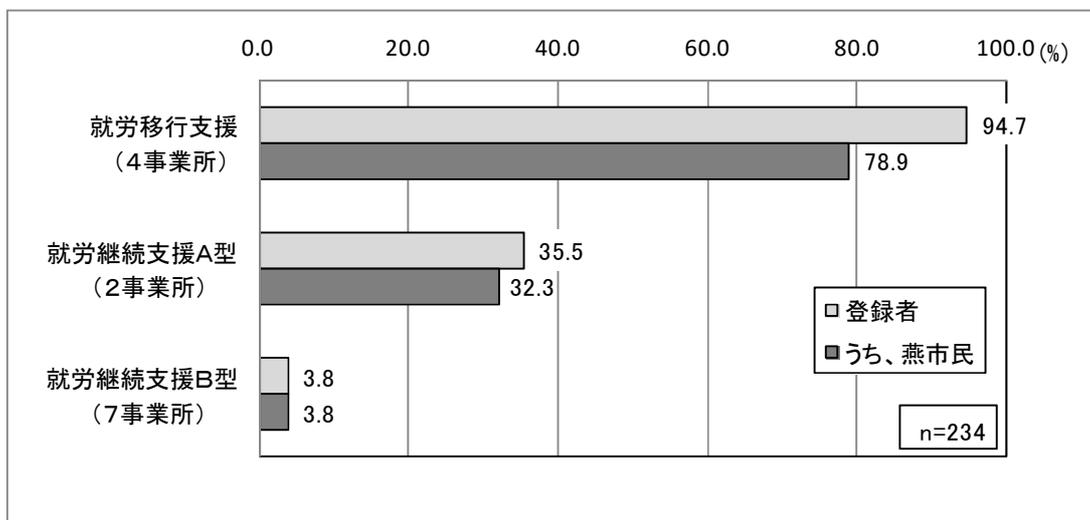
- ③ 過去3年間の卒業生のうち、卒業後直ちにB型事業を利用(=ダイレクトB)した後、就労移行支援事業に移行した利用者数
 ダイレクトBは「平成26年度」に比べ「平成27年度」「平成28年度」が5人と増加しています。また、就労移行支援事業に移行した数は「平成27年度」「平成28年度」が1人となっています。



【就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所への調査】

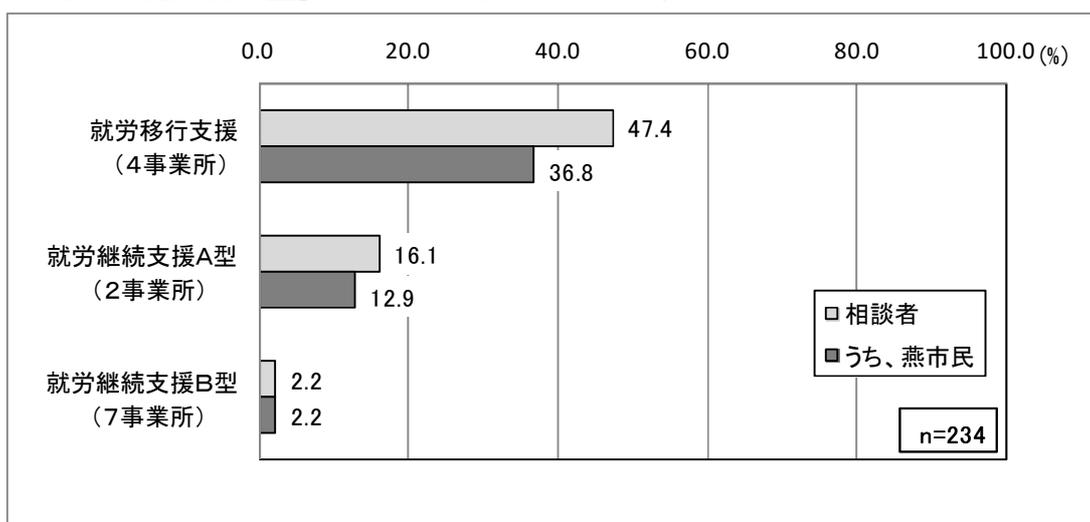
① 利用者の中でのハローワーク登録者数（平成28年度末時点）

登録者数は、「就労移行支援」が最も高く94.7%、「就労継続支援A型」が35.5%、「就労継続支援B型」が3.8%となっています。



② 利用者の中での*障がい者就業・生活支援センターへの相談者数（平成28年度末時点）

相談者数は、「就労移行支援」が最も高く47.4%、「就労継続支援A型」が16.1%、「就労継続支援B型」が2.2%となっています。

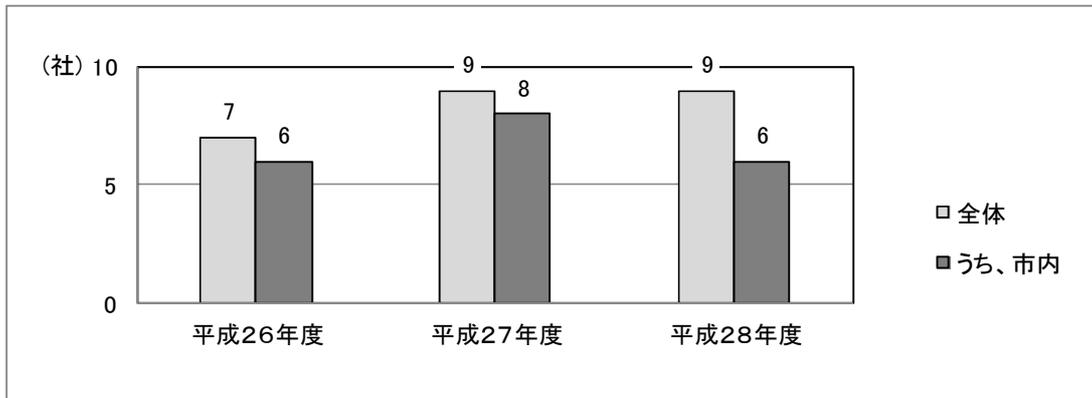


* 障がい者就業・生活支援センターとは

就業を希望される障がい者の方、あるいは在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携のもとで、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行うセンターです。

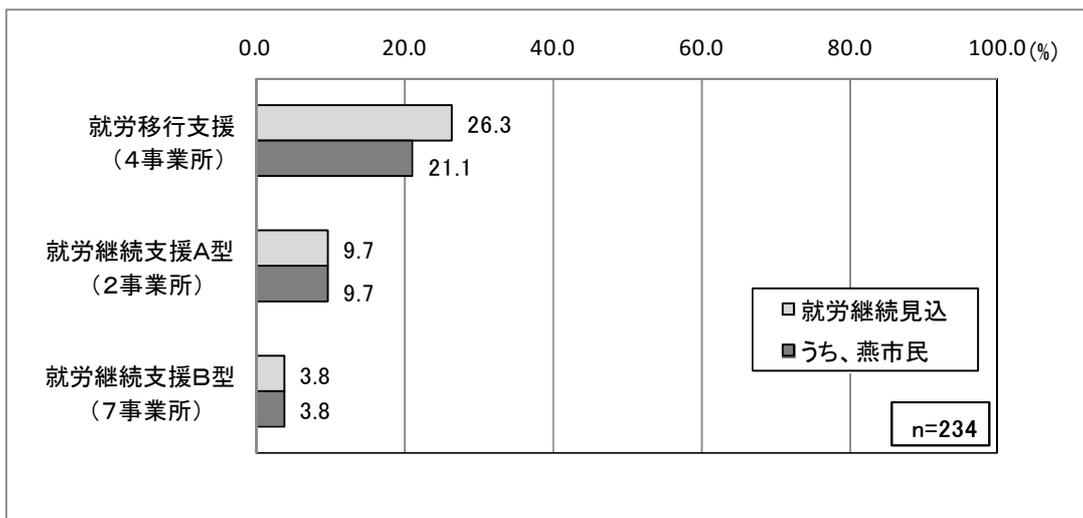
③ 利用者を雇用した企業数

企業数は3年間で合計25社、「うち、燕市内」が合計20社となっています。



④ *就労定着支援を利用することで就労継続が見込まれる割合

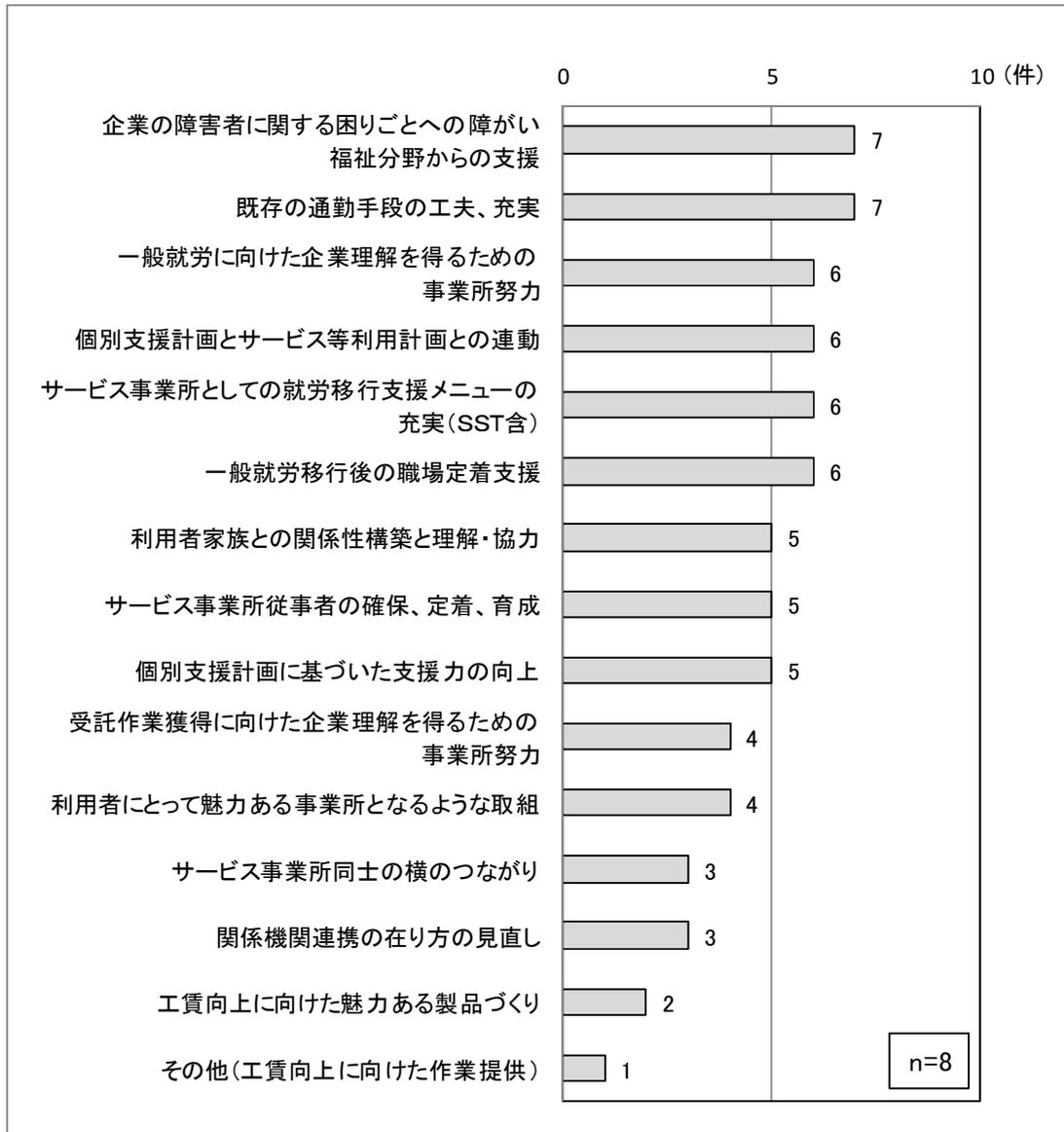
就労継続見込数は、「就労移行支援」が最も高く26.3%、「就労継続支援A型」が9.7%、「就労継続支援B型」が3.8%となっています。



* 就労定着支援とは
就労移行支援等を経て一般就労した方を支援する平成30年4月に創設されるサービスです。

⑤ 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進を図るために必要なこと（〇はいくつでも）

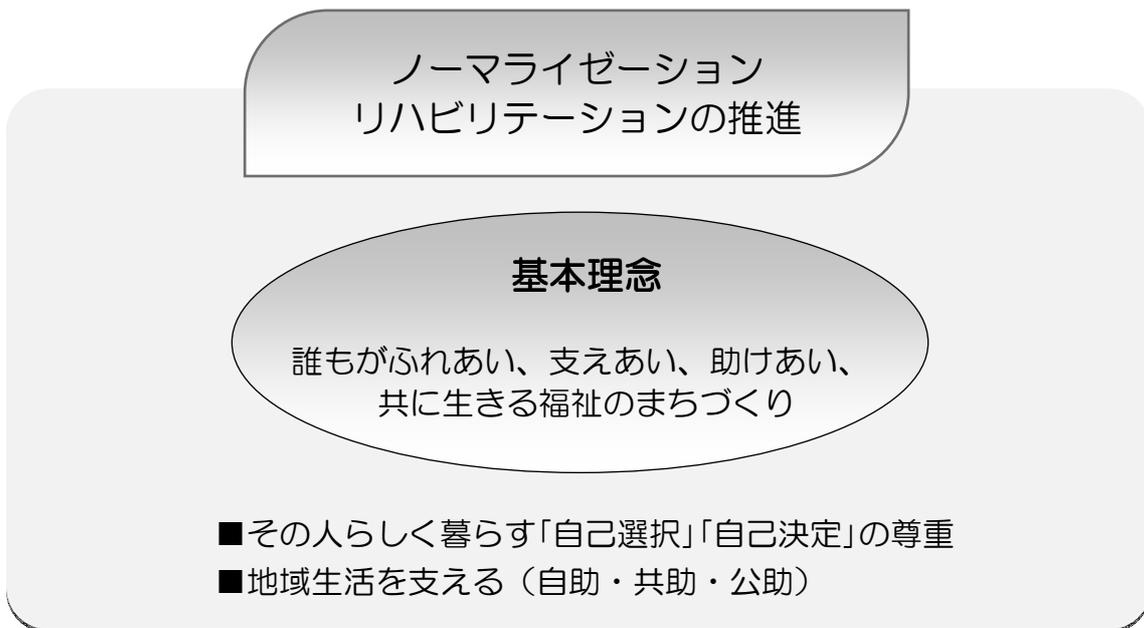
「企業の障がい者に関する困りごとへの障がい福祉分野からの支援」「既存の通勤手段の工夫、充実」が最も高く7か所、「一般就労に向けた企業理解を得るための事業所努力」「個別支援計画とサービス等利用計画との連動」「サービス事業所としての就労移行支援メニューの充実（*SST 含）」「一般就労移行後の職場定着支援」となっています。



* SSTとは
社会生活技能訓練（社会生活を送っていく上で必要な対人技能のこと）のことです。

第3章 燕市障がい者基本計画

本計画において、基本理念を共有しながら障がい福祉施策の推進を図るため、次の3つの基本目標を設定するとともに障がい福祉サービスの基本的な考え方にに基づき、福祉サービスを推進します。



1 計画の基本目標

(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

障がいのある人等が地域で安心して暮らし続けるためには、必要とするサービスを適切に提供し、支援できる体制が求められます。

障がいのある人等には、それぞれに必要なとされる支援があります。福祉サービスの提供体制をはじめとし、その情報を得やすい仕組みを整備することで、障がいのある人等が必要な支援をスムーズに利用でき、健やかに暮らし続けられる環境とすることが大切です。また、障がいのある人等の意思決定を尊重するとともに権利擁護に努め、関係機関の支援の資質向上を図りながら、自立と社会参加の促進に努めます。

目標の実現に向け、生活支援体制の整備と障がい福祉サービス等の適切な確保を図り、様々な媒体を通して情報提供を行います。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

自立や社会参加を実現するために、障がいのある人もない人も共に理解し合う地域づくりが必要です。

そのために、一人ひとりのニーズに応じた療育支援や教育を行い、健やかな成長を支援することが求められます。障がいに対応する個別支援の他、障がいへの正しい理解を進めるための広報活動が必要です。

また、「働きたい」と思える魅力あるまちづくりをめざし、障がいのある人が能力を発揮するための支援を行うとともに、障壁をなくし障がいのある人を受け入れやすくする環境整備に努めます。

目標の実現に向け、保育・教育との連携を図り、障がい児等の支援体制を形成するとともに、福祉的就労支援の充実と企業等への働きかけを重点的に行う一般就労の促進も取り組んでいきます。

(3) 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり

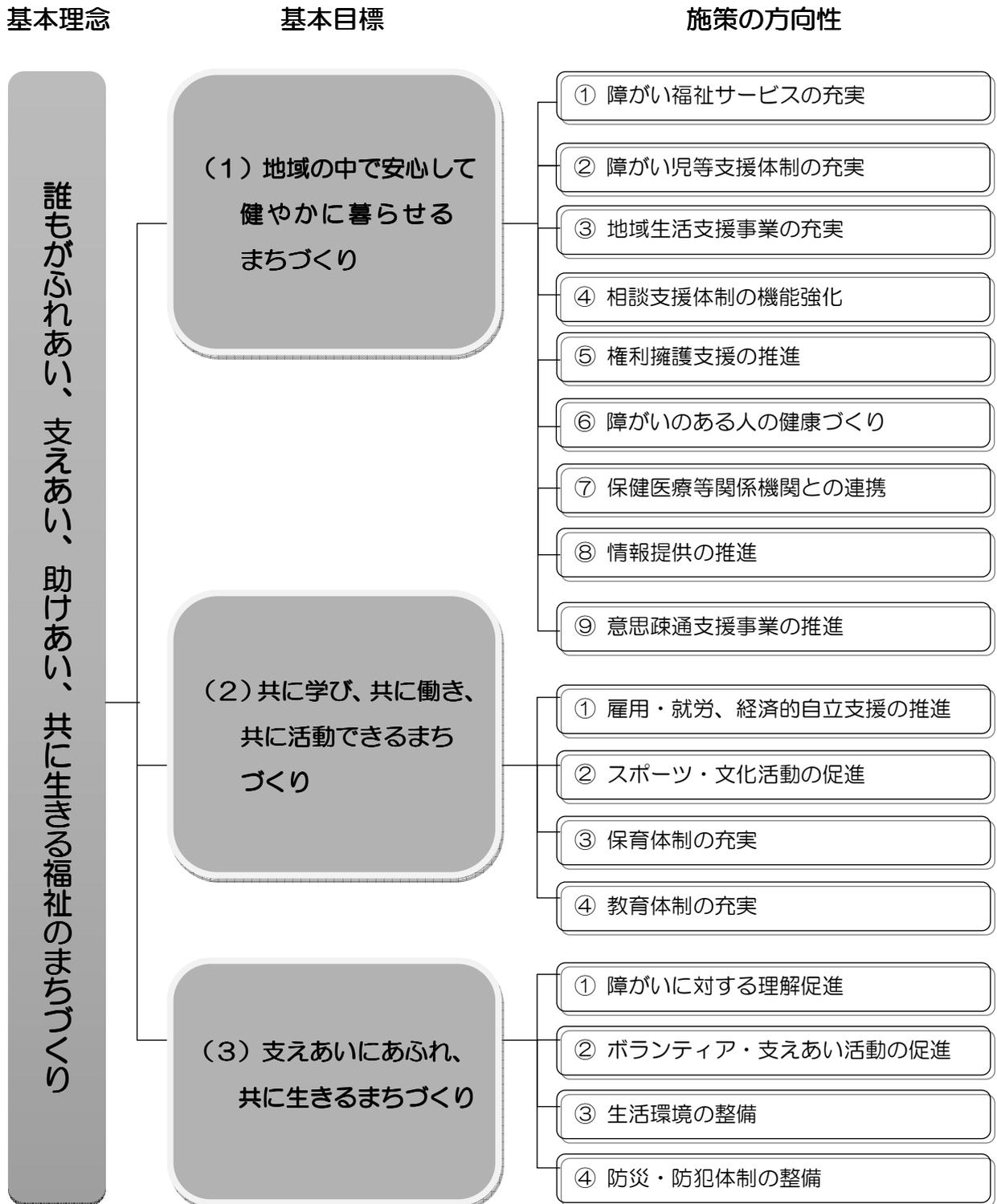
障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと暮らしていける社会をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人等が主体的に暮らしていける地域を作ることが求められています。

障がいのある人等の地域生活を支えていくためには福祉サービスなどの公的サービスの他、地域の人と人との支えあいや助けあいの力で様々な障壁を取り除き、安心して暮らせる地域にしていくことが大切です。

また、大規模災害時の避難所環境の整備を図り、災害があっても安全に避難ができる体制づくりに努めます。

目標の実現に向け、広報つばめ等をはじめとした様々な情報媒体を活用して障がいのある人等への理解の促進を図り、社会福祉協議会との協働で地域支えあい活動推進の取り組みを行うとともに、福祉避難所の開設がスムーズに行われ、適切に運営される仕組みづくりを関係機関と連携しながら推進していきます。

2 施策の体系



3 施策の方向性（基本施策）

（1）地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

① 障がい福祉サービスの充実

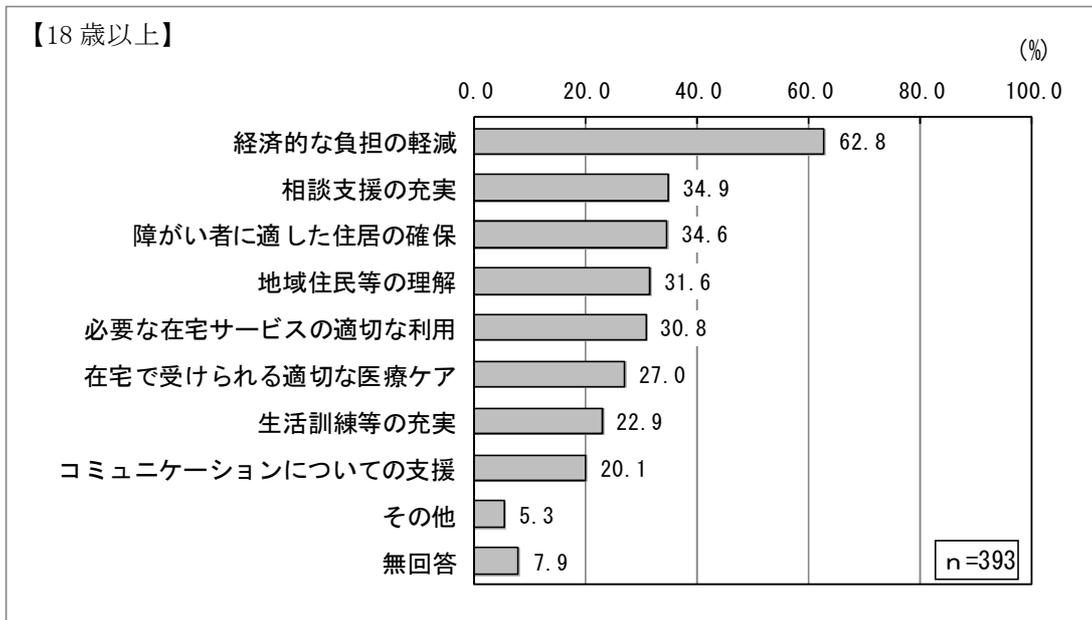
【方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、ライフステージのあらゆる段階において、多様なニーズに対応した福祉サービスの適切な確保を図るとともに、地域における生活基盤の整備に努めます。

また、障がいのある人と関わりがある各関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を提供する体制の整備を図ります。

- 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（〇はいくつでも）

「経済的な負担の軽減」が最も多く 62.8%、次いで「相談支援の充実」「障がい者に適した住居の確保」といったサービスの充実についても多い結果となっています。



【施策の展開】

- ◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら、障がい福祉サービスの充実に努めます。
 - 障がい福祉サービスの充実のため、適切なサービス量の確保とサービスの質の向上に努めます。
 - 基準該当事業所の推進に努めます。
 - 本人の能力発揮も含めた支援をめざします。

② 障がい児等支援体制の充実

【方向性】

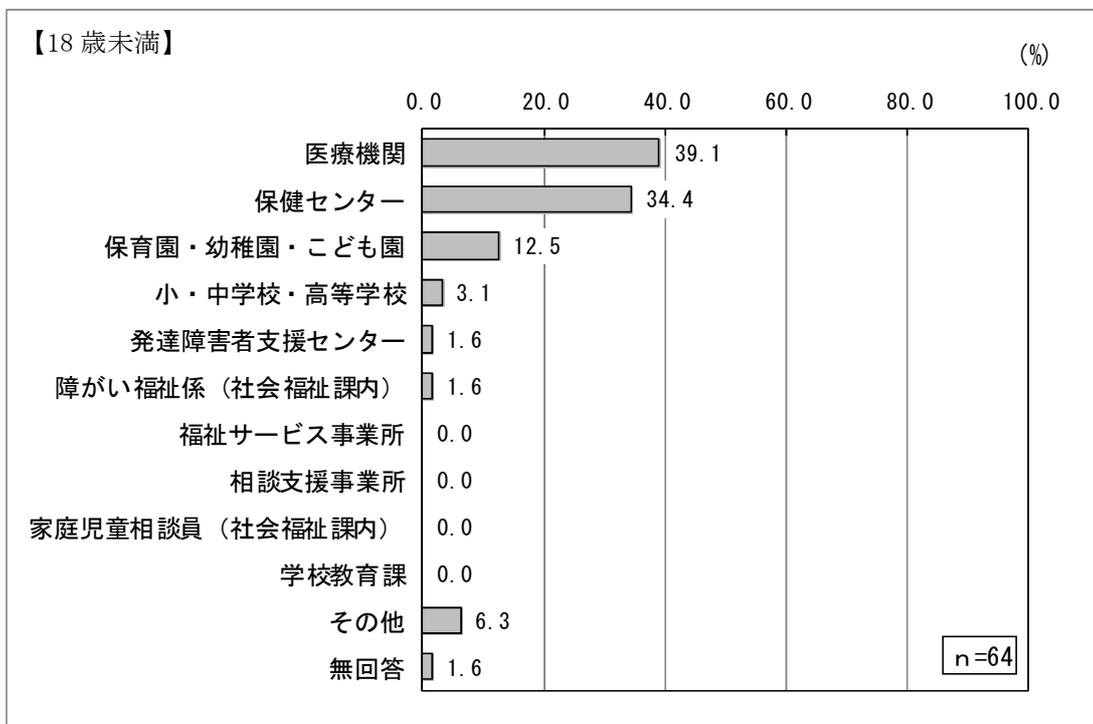
保健・医療・保育・教育・福祉等との連携を図り、各分野で行われている支援体制をつなぎ、途切れない支援体制の構築をめざします。

また、障がい児等の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、できる限り身近な地域において医療や療育が受けられる体制づくりを推進します。

➤ 【発達障がいと診断された方にお聞きします】

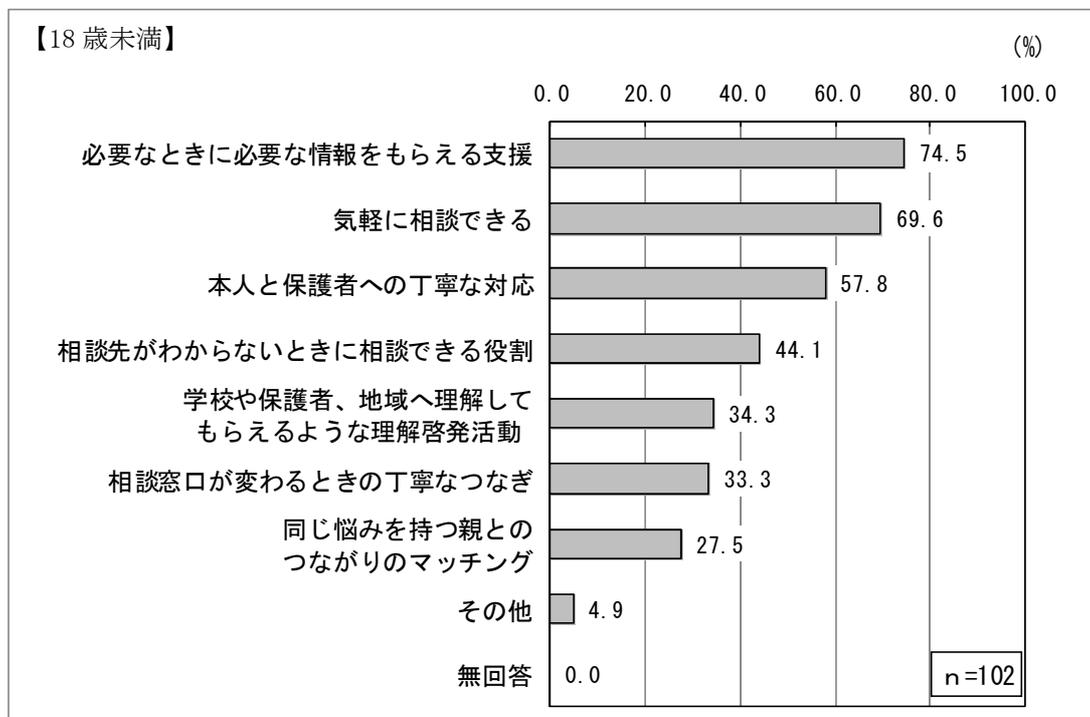
ご本人の発達のことで初めて相談したところはどこですか。(〇は1つ)

「医療機関」が最も高く 39.1%、次いで「保健センター」が 34.4%となっています。



➤ 障がいのことで相談先にどのようなことを期待しますか。(〇はいくつでも)

「必要なときに必要な情報をもらえる支援」が最も高く 74.5%、次いで「気軽に相談できる」が69.6%となっています。



【施策の展開】

◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら障がい児等支援体制の充実に努めます。

- 障がい児等の支援体制の構築に取り組みます。
- 各分野で行われている支援を「つなぐ」ための仕組みづくりを継続します。
- 保護者の不安や孤立を防ぐために保護者支援プログラムを実施します。
- 児童発達支援センターの在り方について検討を行います。
- 児童福祉法に基づくサービスの充実のため、適切なサービス量の確保とサービスの質の向上に努めます。

③ 地域生活支援事業の充実

【方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、暮らしていくことを支援するとともに、多様なニーズに対応したサービスの適切な確保を図るとともに、地域における生活基盤の整備に努めます。

【施策の展開】

◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら地域生活支援事業の充実に努めます。

- 地域生活支援事業のサービスの提供については、ニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 日常生活用具の給付について、障がいのある人等の実情や生活状況を考慮し、対象品目の拡充や助成基準額の適正化に努めます。
- 意思疎通支援事業の充実に努め、障がいのある人の情報保障に努めます。
- 本人の能力発揮も含めた支援に努めます。

④ 相談支援体制の機能強化

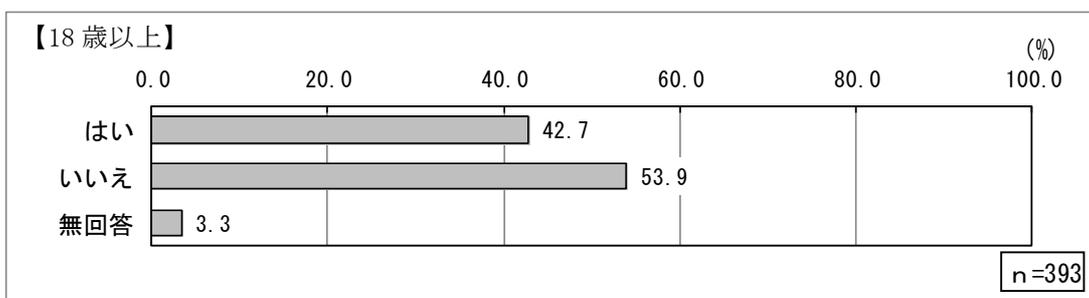
【方向性】

障がいの多様化や環境の複雑化に伴う相談ニーズが拡大する状況を踏まえ、本人や家族の意思を尊重し、必要な福祉サービス等の支援につなげる役割を果たします。また、障がいに係る相談窓口の充実に努め、関係機関が連携して、必要な情報や支援を提供できるような体制の構築をめざします。

児から者、また、高齢への移行時に支援が途切れないような体制整備に向け、地域の相談窓口としての相談支援事業所の機能強化を図ります。

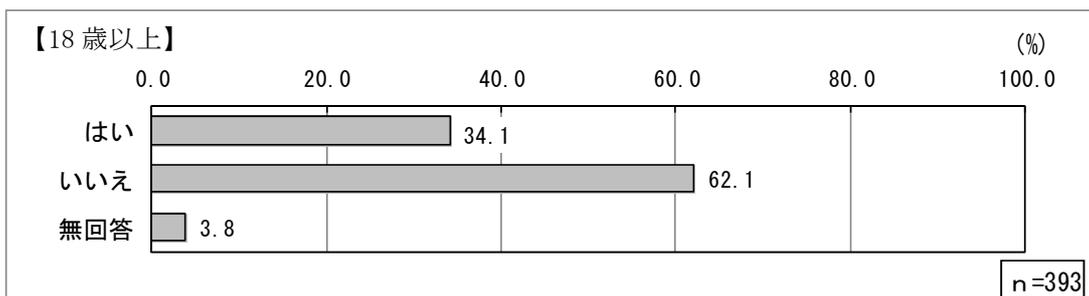
➤ 市内の障がいの相談支援事業所を知っていますか。(○は1つ)

「はい」が42.7%、「いいえ」が53.9%となっています。



➤ 市内の障がいの相談支援事業所を利用したことはありますか。(○は1つ)

「はい」が34.1%、「いいえ」が62.1%となっています。



【施策の展開】**◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら相談支援体制の機能強化に努めます。**

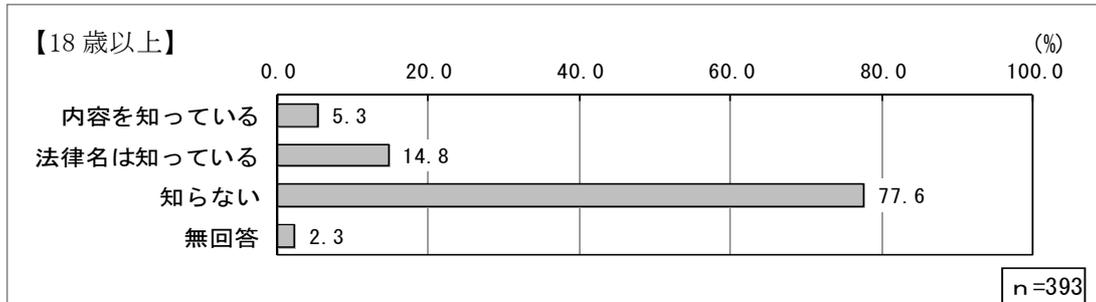
- 自立支援協議会にて、基幹相談支援センター事業に関する報告を行うことで、事業の適正かつ積極的な運営の確保を図ります。
- 相談支援事業所の周知を図ります。
- 相談支援事業所が抱える課題の解決に向けた支援を行います。
- 福祉サービス事業所、相談支援事業所等関係機関によるネットワークを構築し、連携体制を強化します。
- 地域課題を発掘・集約し、解決に向けた取り組みを行います。
- 基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の相談力と地域の支援力を向上させます。
- 児童分野、高齢分野など必要な関係機関との連携強化に努めます。

⑤ 権利擁護支援の推進**【方向性】**

障がいのある人の人権を尊重し、地域の中で自らが望む暮らしを続けていけるよう支援します。また、高齢化や障がいの重度化等に伴い、意思の決定が困難になっている人の権利を護るため、意思決定の支援、虐待の防止・対応、また、成年後見制度の周知を図ります。さらに、障がいを理由とする差別の解消や、合理的配慮の推進等に関する必要な支援を行います。

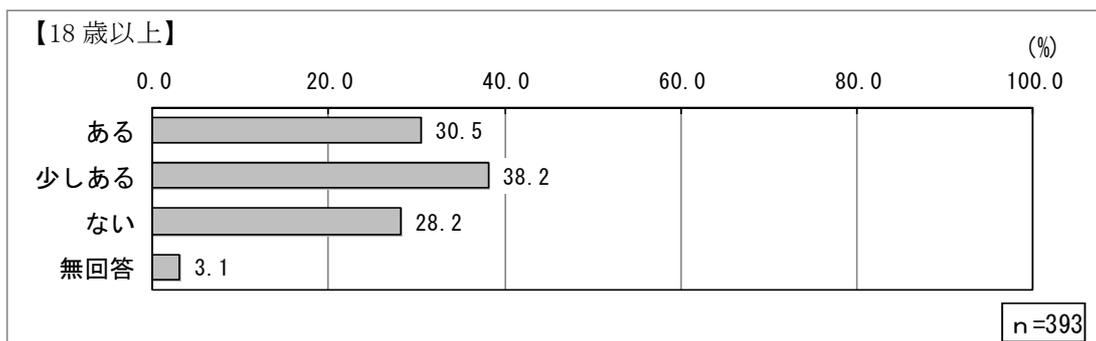
- あなたは、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたことを知っていますか。(〇は1つ)

「内容を知っている」が5.3%、「法律名は知っている」が14.8%、「知らない」は77.6%となっています。



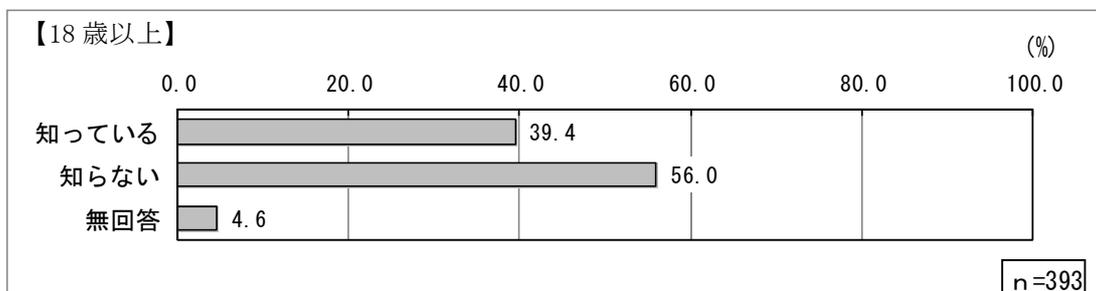
- あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(〇は1つ)

「ある」が30.5%、「少しある」が38.2%、「ない」が28.2%となっています。



- あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。(〇は1つ)

「知っている」が39.4%、「知らない」が56.0%となっています。



【施策の展開】**◆ 社会福祉協議会（権利擁護支援事業委託先）が基幹相談支援センターとの連携に基づき展開します。**

- 障がいのある人等が、自らが希望する生活を送れるよう、意思決定の支援に配慮し、必要かつ適切な情報の提供や相談、手続きの支援に努めます。
- 成年後見制度、社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業など各種制度の充実と周知を図り、制度を利用するための適切な支援や助成を行います。
- 障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・早期対応に努め、速やかな支援に結びつける体制を強化するとともに、養護者に対しても必要な支援を講じます。
- 地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活動を支援する体制の整備に努めます。
- 障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供促進に向けた広報・普及活動や相談窓口の周知に努めます。
- 権利擁護の推進を図るため、家庭裁判所をはじめとした地域の関係機関と連携して、地域連携ネットワークの構築やその中核的な役割を担う機関の設置について検討を行います。

⑥ 障がいのある人の健康づくり**【方向性】**

若年期から健康づくりに取り組むことにより、生活習慣病に起因する障がいの発生の予防に努めます。また、障がいがあっても健康的に暮らせるよう、健康づくり教室等各種事業に参加しやすい環境整備と情報提供に努めます。

【施策の展開】**◆ 社会福祉課（障がい福祉係）が福祉サービス事業所等と連携し、必要な情報を提供します。**

- 生活習慣病を予防するため、日常生活の中で実践できる健康づくりについて周知します。
- 事業所等と連携を図りながら、必要な人に関係部署と情報共有のもと、医療・保健の紹介を行うなど、疾病の予防に努めます。
- 自立支援医療の助成及び重度心身障害者医療の助成を行うことで治療等による経済的負担を軽減します。

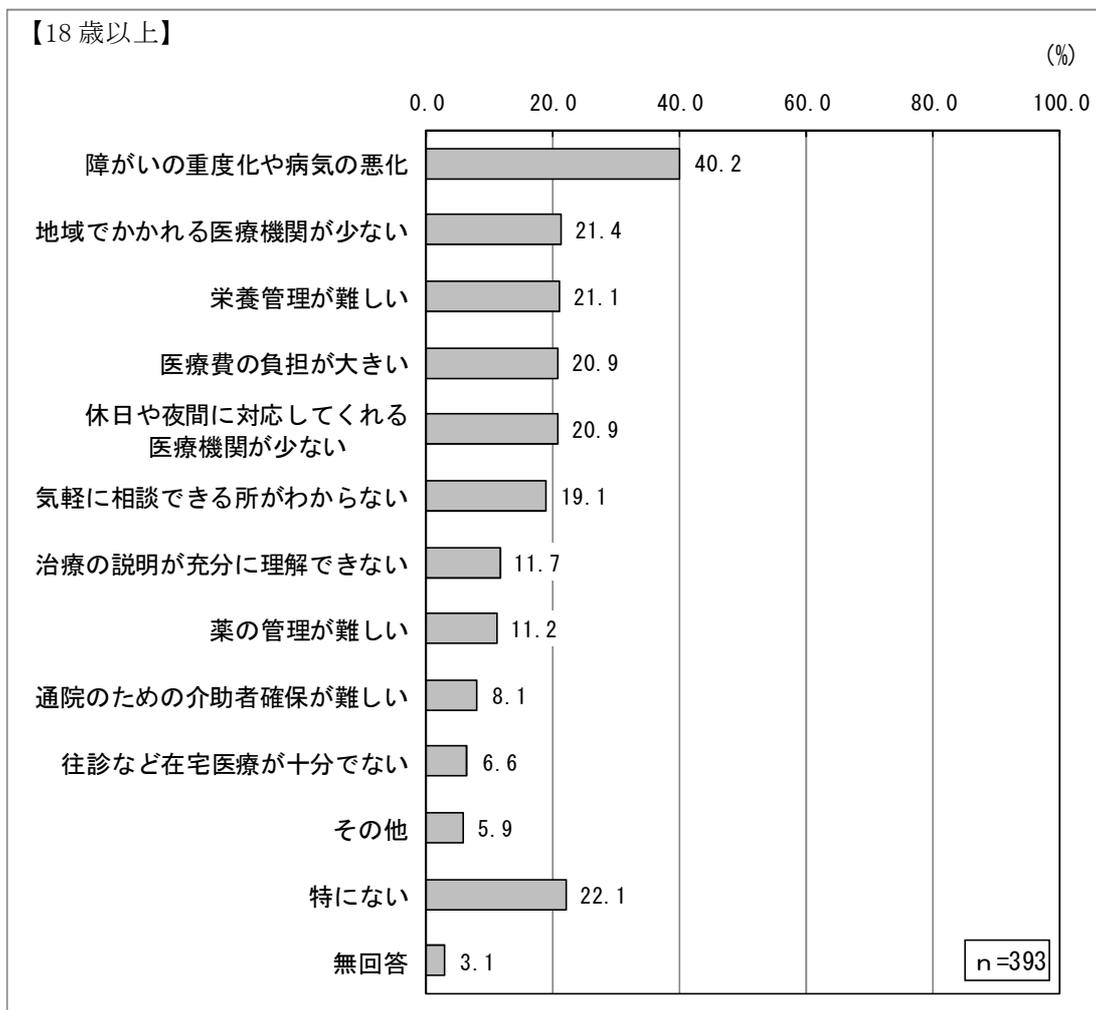
⑦ 保健医療等関係機関との連携

【方向性】

障がいのある人の社会参加を促進し、心身ともに健康を維持していくため、保健・医療と連携し健やかに生き生きとした日常生活を過ごせる支援を行います。

- あなたは、ご自身の健康や医療のことで、困っていることや不安に感じていることはありますか。(〇はいくつでも)

「障がいの重度化や病気の悪化」が最も高く 40.2%、次いで「地域でかけられる医療機関が少ない」が21.4%となっています。



【施策の展開】

◆ 社会福祉課（障がい福祉係）が保健医療等関係機関と連携して行います。

- 相談支援事業所、サービス提供事業所を中心に健康面についても気づき、支援できる体制を整えます。
- 保健・医療と情報共有を行い、地域で健康な生活を送り続けられるよう支援します。
- メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発や精神保健相談、訪問指導の充実などこころの健康づくりを推進します。
- 保健所、医療機関、家族会との連携を強め、障がいのある人のニーズの把握に努め、必要な支援の提供に努めます。

⑧ 情報提供の推進

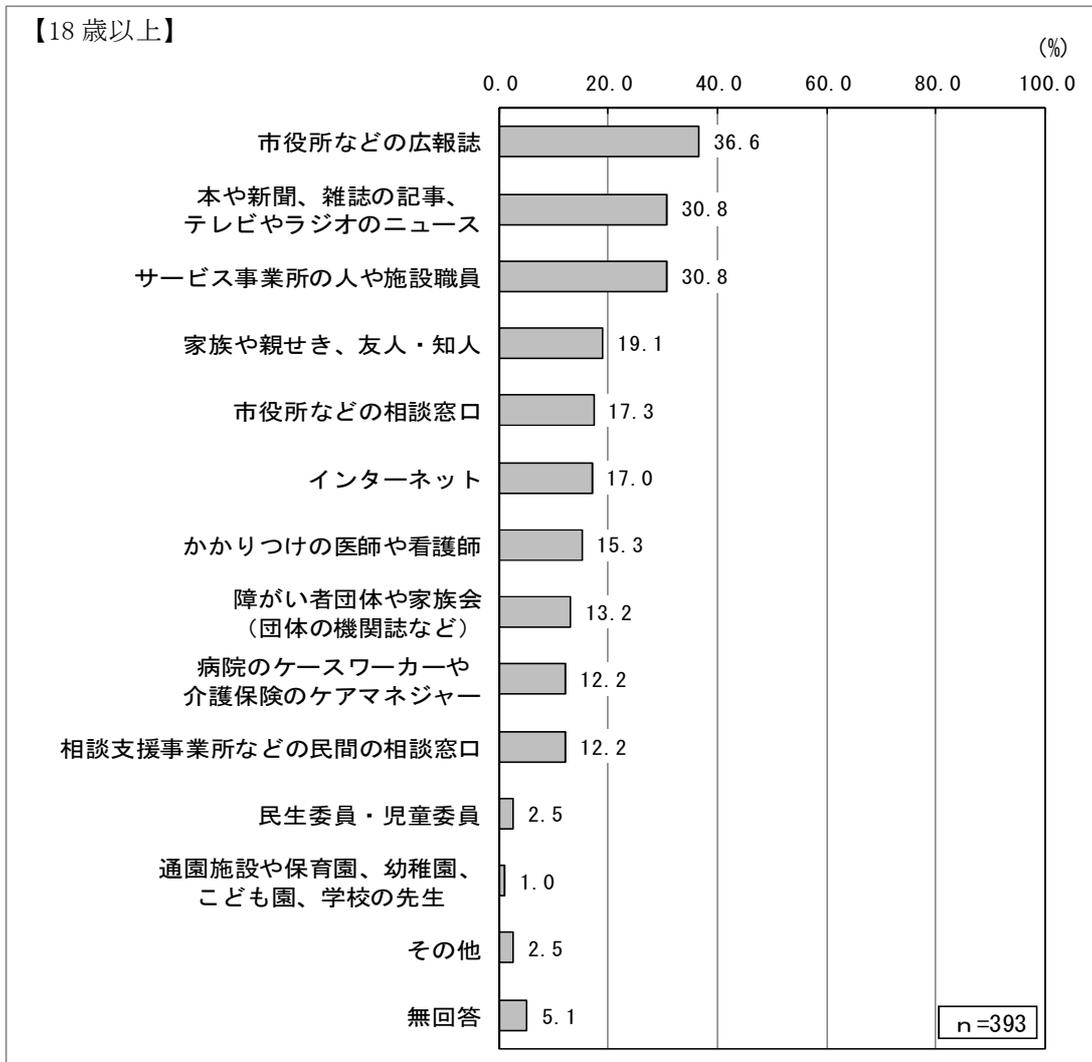
【方向性】

障がいのある人等が適切に情報を得られるよう、障がいの特性に配慮した様々な方法で情報提供を行うとともに、内容の充実に努めます。

また、福祉サービスの内容、手続きの方法等を掲載したパンフレットやポスター、広報誌、ホームページ、窓口での対応などによってわかりやすい情報提供に努めます。

➤ 福祉に関する情報はどこから得ますか。(〇はいくつでも)

「市役所などの広報誌」が最も多く 36.6%、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「サービス事業所の人や施設職員」が 30.8%となっています。



【施策の展開】

◆ 社会福祉課（障がい福祉係）が情報提供の推進に努めます。

- 広報誌やホームページを使い、現状に即した情報提供を行います。
- 情報*アクセシビリティの普及、推進により、意思疎通が困難な障がいのあ
る人等に対し必要な支援を行います。
- 障がい者福祉のしおり、広報誌、ホームページを活用し制度の周知を図り
ます。

*アクセシビリティとは

年齢や障がいの有無に関係なく誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。

⑨ 意思疎通支援事業の推進

【方向性】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がい者等意思疎通が困難な障がいのある人等に対し、手話通訳者・要約筆記者等の派遣や日常生活用具の適切な給付などを行うことで、円滑な意思疎通を図り、障がい特性に応じた支援の充実に努めます。

【施策の展開】

◆ 自立支援協議会で現状把握を行い、支援の充実に努めます。

- 手話奉仕員の継続的養成と手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。
- 市主催の行事等で手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、障がいのある人の参加促進に努めます。
- 広報誌の音訳化や情報・意思疎通支援用具の給付など、情報保障の確保に努めます。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

① 雇用・就労、経済的自立支援の推進

【方向性】

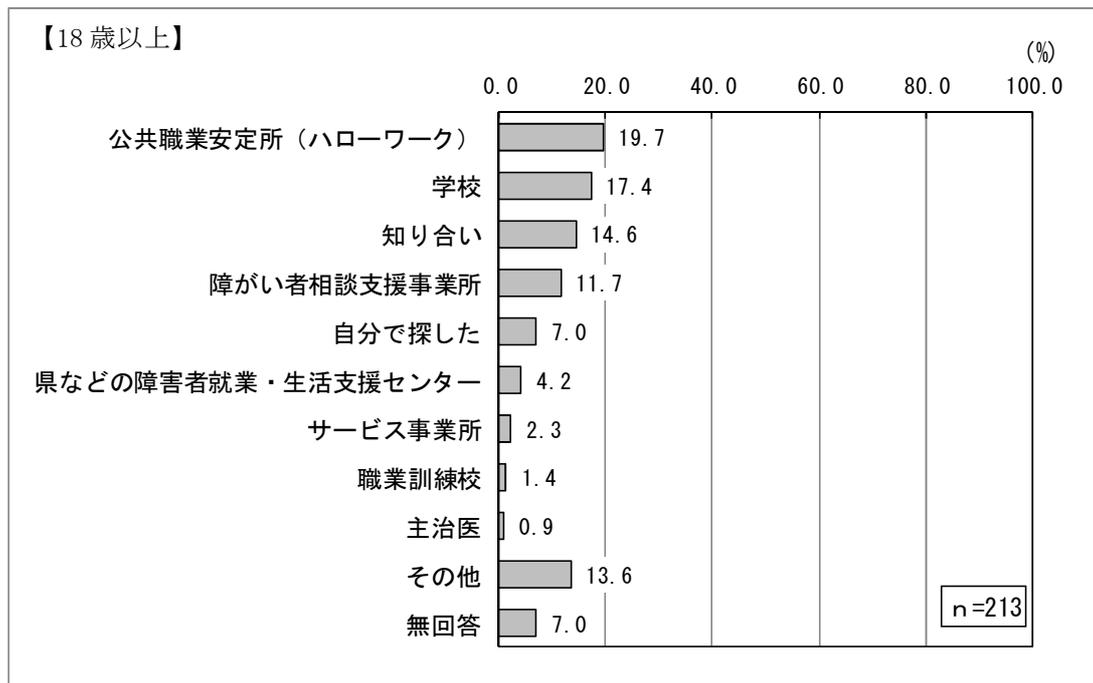
障がいのある人の日中の活動場所の確保と社会参加のきっかけづくり、また、働くことに自信を持てるよう福祉的就労の充実に引き続き取り組むとともに、就労支援事業所における就労移行・就労定着に向けた支援の質を高めていくことをめざします。

また、障がい者が一般就労をする上での必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、一般就労の推進に向けた企業等への働きかけと障がいへの理解普及等を推進します。

➤ 【「働いている」と答えた方にお聞きします】

あなたは、現在の仕事をどこに相談して見つけましたか。(〇は1つ)

「公共職業安定者（ハローワーク）」が最も高く 19.7%、次いで「学校」が 17.4% となっています。



【施策の展開】**◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら推進に努めます。**

- 障がい特性にあった訓練内容の提供や工賃向上、就労移行・就労定着に向けた支援、就労先への移動など様々な課題に優先順位をつけた検討を行います。
- 就労*アセスメント体制の運用と促進を図ります。
- 障がい者就労施設等への物品等の調達や事業委託等の発注に努めます。
- 関係機関と連携し、就職準備から職場の定着まで一貫した支援体制づくりに努めます。
- 企業や事業主、農業関係者等に対してハローワークなどの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用環境の充実に努めます。
- 企業や事業主、農業関係者等への障がい者理解の働きかけを行います。

② スポーツ・文化活動の促進**【方向性】**

スポーツ・レクリエーション等文化活動に参加することは障がいのある人等の生活の質の向上につながります。そのため、障がいのある人等も楽しめるスポーツや文化活動の指導員の養成や組織づくりなど、啓発・環境整備を進めるとともに、情報提供や参加機会の提供に努めます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に活動することを通じてお互いの理解を深められるよう、交流教育等を推進します。

【施策の展開】**◆ 社会福祉課（障がい福祉係）が各関係課・関係機関と連携し展開します。**

- 各種情報の収集を行い、事業所等と連携して活動場所の確保に努めます。
- 県内障がい者スポーツ大会や文化祭等の文化活動に関する情報収集に努め、障がいのある人への情報提供に努めます。
- 日中活動の支援や交流の場の確保に努めます。

*アセスメント体制とは

利用者の状態を把握・理解し、希望する支援が妥当かどうか考え、評価する体制のことです。

③ 保育体制の充実

【方向性】

乳幼児期の早期発見・早期対応を促進するため、各関係部署で実施している健診や育児に関する相談などがさらに協働していけるような連携体制に努めます。

【施策の展開】

◆ 自立支援協議会が協議・連携しながら体制の充実を図れるよう努めます。

- 関係分野が連携して発達が気になる子への支援に取り組みます。
- 乳幼児期から教育へのつながりが途切れないよう体制整備を推進します。
- 子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、障がい児も含む子育てサービスの充実と環境整備に努めます。
- 子育てつばめメール等子育てサービス情報の提供に努めます。

④ 教育体制の充実

【方向性】

障がい児等とその保護者の意見や教育的ニーズを把握し、必要な支援を充実するとともに、乳幼児から学校卒業まで途切れのない支援体制の一層の充実に努めます。

【施策の展開】

◆ 自立支援協議会が協議・連携しながら体制の充実を図れるよう努めます。

- 保健・医療・保育・教育・福祉等関係機関が連携して発達が気になる子どもに対しライフステージに応じた「将来の見える支援」の提供体制に取り組みます。
- 特別支援教育の充実に努め、学習と社会参加に向けた支援に結びつくよう働きかけます。

(3) 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり

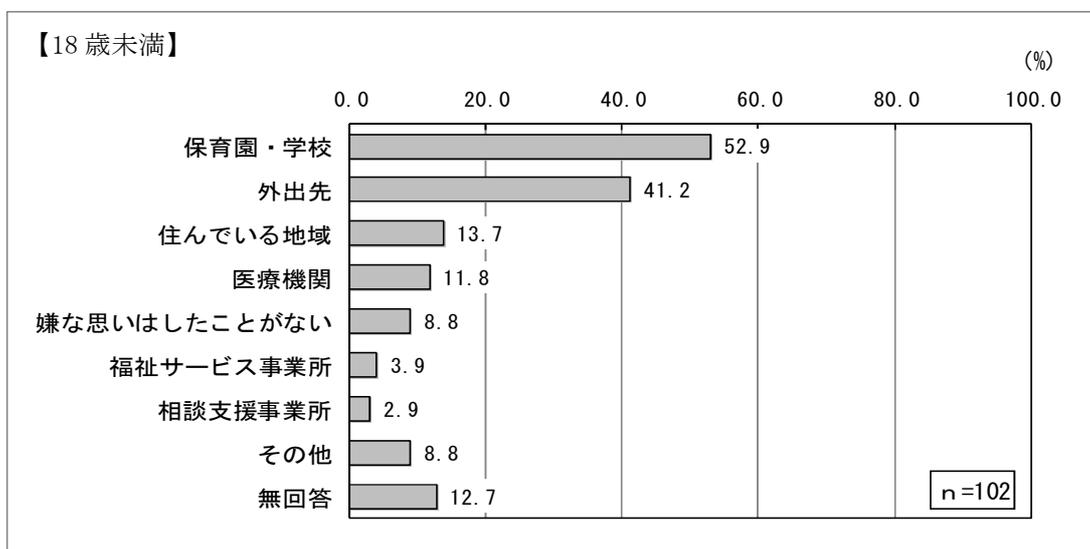
① 障がいに対する理解促進

【方向性】

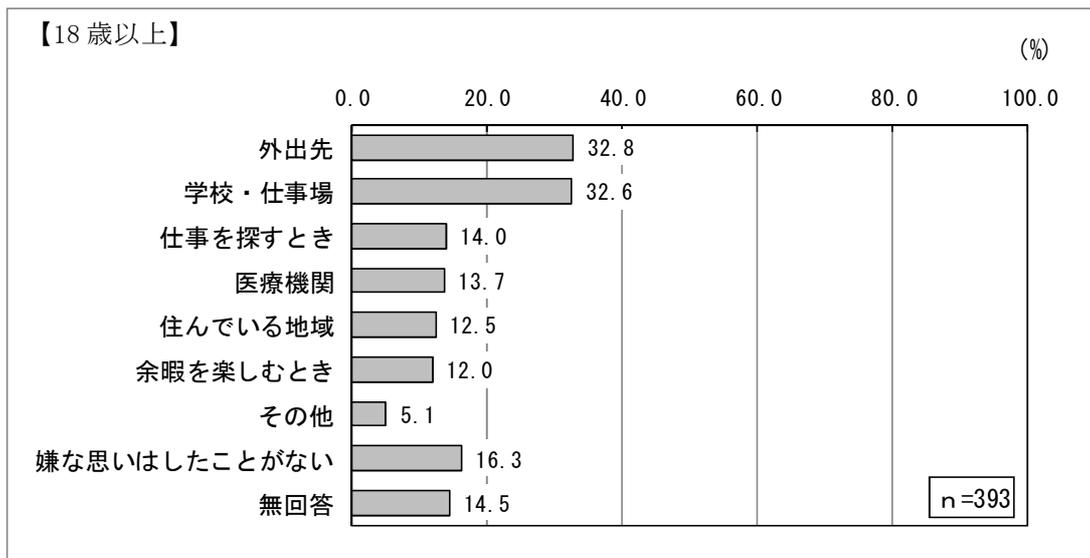
ノーマライゼーションの理念に基づく共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を深め、偏見や差別を解消していく施策を推進し、障がいのある人が自分らしく生き生きと暮らしていける地域づくりをめざします。

➤ どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(〇はいくつでも)

「保育園・学校」が最も高く 52.9%、次いで「外出先」が 41.2%となっています。



「外出先」が最も高く 32.8%、次いで「学校・仕事場」が 32.6%となっています。



【施策の展開】

◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら普及啓発、理解促進に努めます。

- 障がいに対する正しい知識と理解の啓発に努め、*こころのバリアフリー化を推進します。
- 広報誌やイベントを通じて障がいへの理解の普及啓発に努めます。
- 学校や地域において福祉・人権に関する普及啓発に努めます。
- 差別解消の取り組みについて協議します。

② ボランティア・支えあい活動の促進

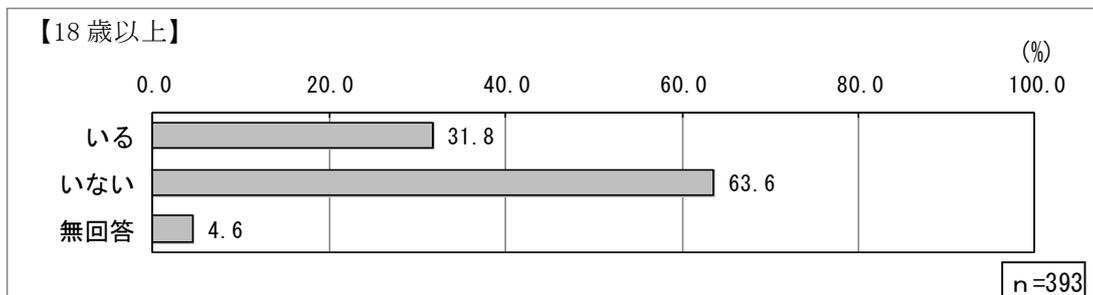
【方向性】

人と人との「支えあい」や「助けあい」にあふれ、住み慣れた地域で安心した地域共生社会の実現が図れる地域の支えあいを推進します。

地域の力で課題を発見し、住民・関係機関が連携して解決できる地域をめざします。

- 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つ)

「いる」が31.8%、「いない」が63.6%となっています。



【施策の展開】

◆ 社会福祉協議会と協働して推進に努めます。

- 社会福祉協議会や地域活動支援センターと連携し、地域の支えあい体制の拡大に向け取り組みに努めます。
- *コミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域の支援体制の整備と地域福祉の充実に努めます。

*こころのバリアフリーとは

障がい者等の困難を自らの問題として認識し、こころのバリアを取り除きその社会参加に積極的に協力することです。

*コミュニティソーシャルワーカーとは

地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな地域サービスの発掘・開発や公的サービスに関係機関と調整しながらつなぐ等を行う専門的知識を有する人のことを言います。

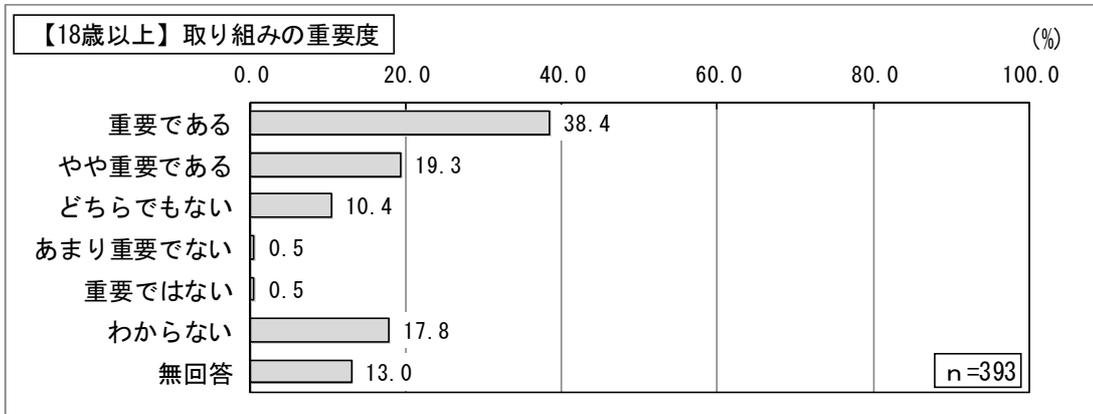
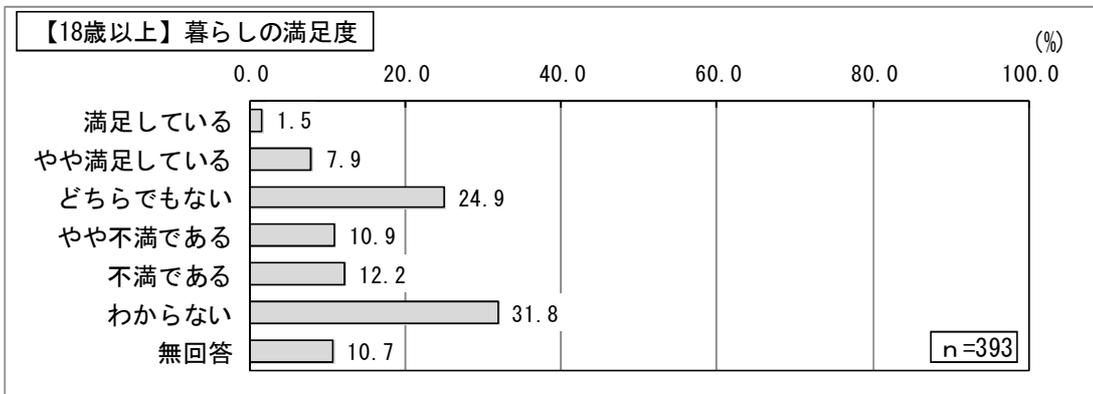
③ 生活環境の整備

【方向性】

障がいのある人が暮らしやすい生活環境にするため、*ユニバーサルデザインの考えのもと、建築物・道路・交通などにおける障壁を取り除き、すべての市民にとって安全・安心な生活環境の整備に努めます。

- 市の福祉等に関する暮らしの「満足度」と、市の取り組みとしての「重要度」を各項目についてお聞きします。(〇は1つ)

満足度に「わからない」が多いことから、生活環境の整備についての周知が必要となっています。



*ユニバーサルデザインとは
障がいの有無に関わらず、すべての人が快適に過ごせるように製品や空間等をデザインすること。

【施策の展開】

- ◆ 社会福祉課（障がい福祉係）が、環境整備に関する関係各課、公共施設等の関係機関と情報の共有を図りながら、実態把握に努めます。
 - 関係機関と連携し、公共交通機関・施設の快適な利用に向け、多目的トイレの設置、トイレの洋式化などすべての人が利用しやすい施設の環境整備に努めます。
 - 新潟県福祉のまちづくり条例を遵守し、公共施設等の安全性と利便性を高めることに努めます。
 - ユニバーサルデザインの考えのもと、道路等の整備状況に関して、関係各課との情報共有と連携に努めます。

④ 防災・防犯体制の整備

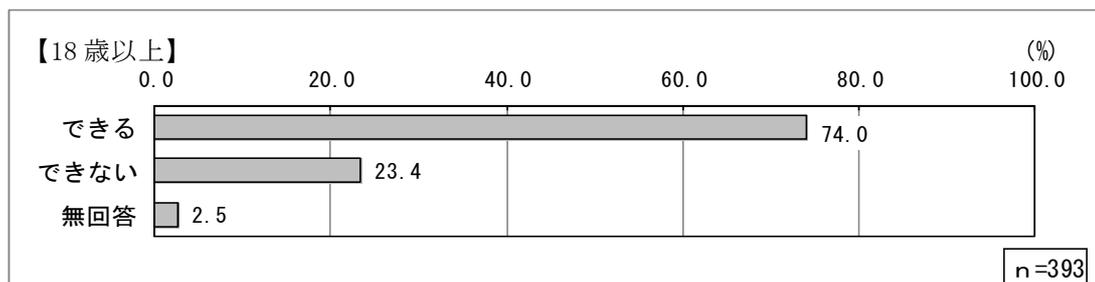
【方向性】

災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人等が、安全かつ確実に避難できるよう、「地域防災計画」との連携を図りながら地域における障がいのある人等の避難支援体制の整備を図るなど、引き続き防災・防犯対策に努めます。

また、障がいのある人等のニーズに応じた防災情報の提供や非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。

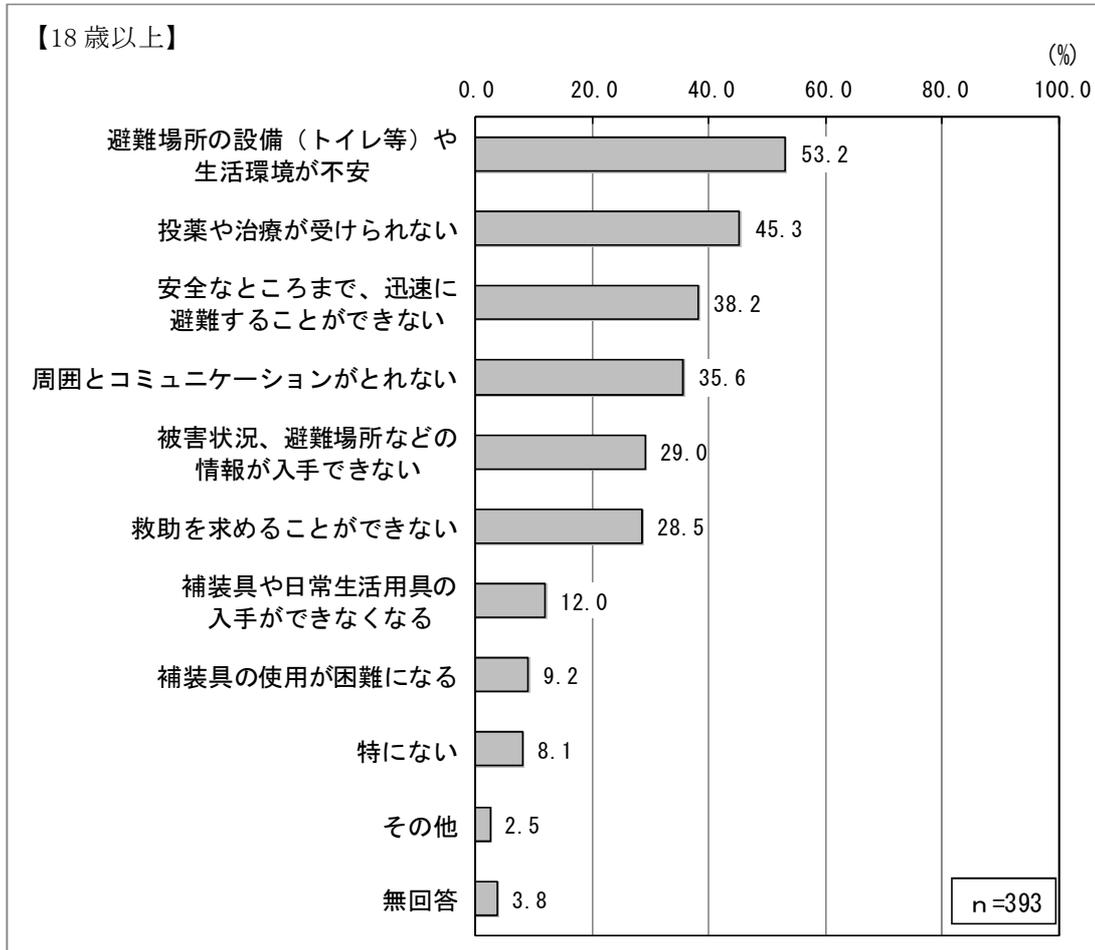
- あなたは、火事や地震等の災害時に一人でまたは家族で避難できますか。
（〇は1つ）

「できる」が74.0%、「できない」が23.4%となっています。



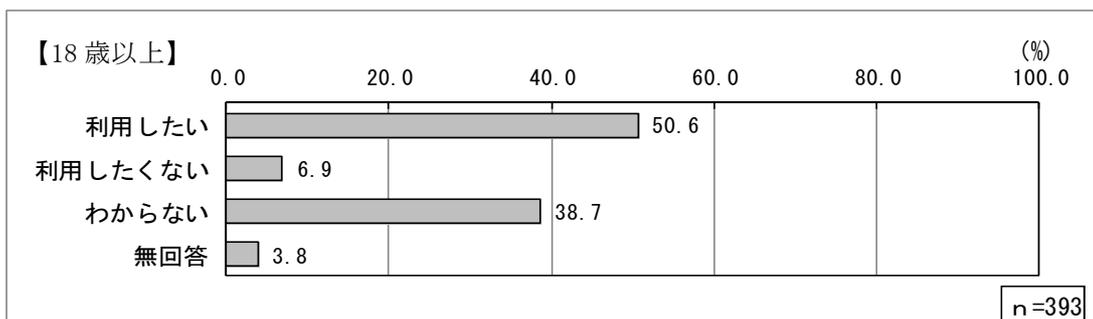
➤ 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も高く 53.2%、次いで「投薬や治療が受けられない」が 45.3%となっています。



➤ 障がいのある方の緊急連絡先、医療情報、手助けしてほしい内容などを記載し、緊急時や災害時、日常の困ったときに周囲に手助けをお願いしたいときに提示する「ヘルプカード」があったら利用したいと思いますか。(〇は1つ)

「利用したい」が 50.6%、「利用したくない」が 6.9%、「わからない」が 38.7%となっています。



【施策の展開】

◆ 自治会、民生委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携を図りながら推進します。

- 災害時にいち早く情報伝達を行うため、燕市防災情報メール（防災つばめ〜ル）の登録を推進します。
- 障がいのある人に対する指定避難所での対応や、福祉避難所への移動及び避難所の運営等について検討します。
- 災害時の支援に限らず、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会、民生委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携強化と情報共有を推進します。
- 認知症高齢者や障がいのある人などが行方不明となった場合、少しでも早く発見できるよう行方不明者情報を配信する「おかえりつばめ〜ル」の登録の推進に努めます。
- 聴覚・言語機能に障がいのある人のためにファクシミリによる 119 番通報の普及や*緊急 web 版通報システムの登録者拡充に努めます。
- 緊急時や災害時、日常の困ったときに、障がいのある人が自分自身のことを的確に相手に理解してもらうことで、より早く配慮された周りの助けを受けやすくするために、「ヘルプカード」の導入をめざします。

*緊急 web 版通報システムとは
携帯電話などのインターネット上から通報できるシステム「Web（ウェブ）119」のことです。

第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画

1 計画の成果目標

(1) 障がい児等支援の体制整備【第1期燕市障がい児福祉計画部分】

【現状と課題】

第4期計画では、「障がい児支援体制の整備」を燕市独自の成果目標に掲げ、障がい児等の支援に関わる関係機関が連携することはもとより、ライフステージごとに支援が途切れることのないよう「つながる支援体制」の構築をめざした取り組みを行いました。そして「障がい」ではなく「特性」と捉え、「子どもの育ち」という視点で支援体制を構築することが「つながる支援体制」への第一歩ではないかという共通理解が得られました。

なお、児童発達支援や放課後等デイサービスなど専門的なサービス提供も大切な支援方法の一つとなっています。平成26年からの3年間で提供事業所は拡充され、サービスを利用する児童も倍増した一方で、「保育所等訪問支援」等不足しているサービスもあることは課題と言えます。

今後は、「つながる支援体制の構築」と共に「適切なサービス提供体制」を検討し、地域で必要な支援が受けられるよう整備することが必要です。

国の基本指針

- 1 「*児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- 2 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- 3 平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。
- 4 平成30年度末までに、県、圏域及び市町村において、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置すること。

*児童発達支援センターとは

地域で暮らす障がいのある子どもやその家族への相談をうける施設で、福祉サービスを行う福祉型と福祉サービスにあわせて治療を行う医療型に分かれます。

燕市の成果目標

- 1 つながる支援体制の構築を図る。
- 2 児童発達支援センターの在り方について検討する。
- 3 保育所等訪問支援を実施する事業所の確保に努める。
- 4 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努める。
- 5 医療的ケア児支援のための協議の場について検討する。

考え方

独自視点として取り組んでいる支援体制の構築については、「つながる支援体制」の実現をめざし引き続き取り組む必要がある。また、子どもの育ちに必要な専門的サービスについて適切な提供ができるよう体制を整備する。

燕市の成果目標を実現するための施策

- ◆ 1 ⇒自立支援協議会（療育支援専門部会）によるつながる支援体制の構築
 - ◆ 2～5 ⇒自立支援協議会で協議
- ※ 圏域の意向や圏域内市町村の状況を確認し、必要時は働きかけを行う。

(2) 相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

平成26年4月に基幹相談支援センターが設置され、年度ごとに事業実施計画を作成し、重点項目に沿って取り組んできました。それにより、相談支援専門員の人材確保、資質向上を継続して図っていく体制基盤ができました。また、サービス事業所との合同研修の実施などを行いながら「障がい者等の支援体制」という広い視点での取り組みにも着手できました。

今後は、多岐にわたる相談者のニーズに、一定の水準で支援し続けられるような相談支援専門員、さらに相談支援専門員をバックアップする相談支援事業所自体の資質向上を図っていくことが必要です。また、相談支援事業所とサービス事業所が両輪となり、燕市らしい「障がい者等の支援体制」を作っていく支援力の底上げが必要です。

国の基本指針

- 1 相談者の各種ニーズに対応する相談支援を行う人材の育成支援、特定相談事業所の充実、基幹相談支援センターの有効活用に取り組む。
- 2 地域へ移行するための支援、地域定着支援のサービス提供体制の確保、充実を図る。
- 3 障がい者等及びその家族、関係機関、関係団体、障がい者等との福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務従事者その他の関係者により構成される協議会の設置に努める。

燕市の成果目標

- ◆ 多岐にわたる相談者のニーズに、一定の水準で支援し続けられる相談支援専門員、相談支援事業所の資質向上を図る。
- ◆ また、相談支援事業所とサービス事業所が両輪となり、燕市らしい「障がいのある人等の支援体制」づくりのための支援力の底上げを図る。

考え方

度重なる制度改正と複雑化する障がい福祉サービスの「量」と「質」を確保していくためには、サービスにつなぐ地域の相談支援専門員とサービスを提供する事業所支援者に加え、その母体である事業所自体の資質の向上と底上げが必要である。

燕市の成果目標を実現するための施策

- ◆ 基幹相談支援センター・自立支援協議会（相談支援専門部会）による施策推進
 - 事業所基準確認による相談支援事業所の水準の維持
 - 広報誌等での相談支援事業所の周知
 - 市内相談支援機関連絡会で地域課題の抽出・検討による「地域を考える力」の向上
 - 相談支援専門員研修の開催
 - 相談支援事業所とサービス事業所との合同研修の開催
 - 相談支援専門員への個別の助言・支援を行うことで個々の資質を向上
 - 各機関への訪問・会合参加等によるネットワーク構築
 - 児童分野、高齢分野等とのケース対応や会議、研修等での連携強化

(3) 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進

【現状と課題】

福祉的就労については、継続して重点的な取り組みを行った結果、就労系障がい福祉サービスの「質」と「量」の充実に結びついています。「量」については、過去3年間の平均工賃が県の水準以上を常に確保しており、障がい者実雇用率においても全国平均を上回っています。「質」については、目標を上回る一般就労移行者を出すことができます。今後も「質」と「量」の充実の視点を怠ることなく現状に即したよりきめ細かい施策の展開が必要です。

① 福祉的就労の充実

燕市の方針
<p>国の基本指針は、一般就労への移行を重視しているものの本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人にとって日常生活の自立と生きがいとして、かけがえのない支援となっているため、福祉的就労の工賃向上を燕市独自の成果目標とする。</p>
燕市の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉的就労工賃 17,500 円/月をめざす。 ◆ 全事業所の福祉的工賃 10,000 円/月以上をめざす。
考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に10,000円/月以上の事業所は県平均工賃伸率で推移 ・平成28年度に10,000円/月以下の事業所は10,000円/月以上 <p style="text-align: center;">※ 10,000円/月=毎月の昼食代支払ができる程度の額</p>

※ 工賃について

ここで成果目標としている福祉的就労工賃は、就労継続支援B型事業所で訓練等のための軽作業などで収益が発生した場合に、作業工賃として利用者に支払われるものです。平成28年度における新潟県内の福祉的就労工賃の平均は14,510円/月、燕市内の福祉的就労工賃の平均は15,867円/月となっています。

② 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針
<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援[A・B型]、生活介護、自立訓練[機能訓練・生活訓練]）の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。 2 目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること。
燕市の成果目標
<p>◆ 一般就労移行者数 10人をめざす。</p>
考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期計画での成果目標 6人×1.5倍=9人以上 ・ 一般就労移行者数（平成27年度9人、平成28年度11人）の平均=10人以内 ・ 特別支援学校（職業学級）卒業後すぐの就職者が増えている状況も加味し設定

③ 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針
<p>平成32年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること。</p>
燕市の成果目標
<p>◆ 就労移行支援事業利用者数 23人をめざす。</p>
考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度就労移行支援事業利用者数19人の1.2倍 → 23人 ・ 市内就労移行支援事業所利用者定員 24人

④ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

国の基本指針
平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
燕市の成果目標
◆ 一般就労移行率3割以上の事業所数2事業所以上とする。
考え方
市内就労移行事業所数4の5割以上=2事業所以上

⑤ 就労定着支援利用による職場定着率

国の基本指針
各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。
燕市の成果目標
◆ 職場定着率の向上を図る。
考え方
平成29年度中に国から示される予定の新たなサービスである就労定着支援の活用も視野に入れ、かつ、その他の施策も展開しながら就労定着率の向上を図る。

燕市の成果目標を実現するための施策

- ◆ 自立支援協議会（就労支援専門部会など）による施策推進
 - 一般就労率向上のための取り組み（例：冊子作成など）
 - 障がいのある人の通勤に関する移動手段の検討
 - 障害者優先調達推進法に基づく行政内部での分野を越えた連携強化
 - 就労系事業所と企業、農業関係者等との協働の取り組み推進
- ◆ 基幹相談支援センターを中心とした施策展開
 - ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター及び就労系サービス事業所の連携強化
 - 個別支援計画とサービス等利用計画との連動を図る研修実施
- ◆ 市民・企業、農業関係者等に対する障がい理解の啓発推進
- ◆ 就労アセスメント体制の見直しの検討及び促進（卒業生の一般就労促進）
- ◆ 就労系サービス事業所情報交換会の継続開催（横のつながり、ノウハウの共有）
- ◆ 工賃向上計画のヒアリング調査
- ◆ 就労定着支援（平成30年度創設予定サービス）の活用

(4) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

【現状と課題】

入所施設で生活している障がいのある人の中には、地域で生活できる可能性がありながら、入所生活を継続している方がいます。入所が長期間に渡ることによって高齢化の問題、住まいの確保や家族の世代が変わることによって身近な支援者が不在となるなど、地域生活への移行をより困難にする状況が生まれています。

地域移行が可能な方への支援と同時に高齢施設への移行支援を行い、適切なサービス利用となるよう努めています。

引き続き、地域資源を活用し、長期入所者を生み出さない支援や成年後見制度の利用の推進を図りながら、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らす体制づくりを行う必要があります。

国の基本指針

- 1 施設入所者の地域生活への移行
平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行する。
- 2 施設入所者数の削減
平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減する。

燕市の成果目標

- ◆ 地域移行者数8人をめざす。
- ◆ 入所者削減数2人をめざす。

考え方

- ・平成 28 年度末入所者数 89 人の約 9% = 8 人
- ・平成 28 年度末入所者数 89 人の 2%削減 = 2 人

燕市の成果目標を実現するための施策

◆ 地域移行に対する施策 退所可能な入所者に対する施策

- 地域移行支援事業の利用促進
 - ・ 入所施設、相談支援事業所への周知
- 家族理解の醸成
 - ・ 適切な支援方針の作成
 - ・ 家族への分かりやすい説明
- 事業所との協働体制
 - ・ 入所施設、相談支援事業所の連携
 - ・ 支援方針の共通認識と協働
- 成年後見制度の利用促進

◆ 長期入所者の削減

- 家族理解の醸成
 - ・ 本人にあったサービス利用の説明
- 事業所との協働体制
 - ・ 適切なサービス利用となるような共通認識、支援の実施
- 高齢分野との協議・調整の継続
 - ・ 高齢施設への移行に向け、風通しの良い体制づくり

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

精神障がいは身近なものでありながら、「疾患」や「障がい」の分かり辛さゆえに正しく理解されず、地域生活を困難にさせることがあります。

精神障がいのある人が安心して自分らしい暮らしをすることができる体制が求められますが、精神科病院をはじめとする支援機関がそれぞれで対応するだけでは地域づくりを進めることが困難といえます。

個々に合わせた支援が基本にありつつ、保健・医療・福祉関係者が地域としての包括的な支援体制を「自分事」として考え、整えていくことが求められています。

国の基本指針

- 1 すべての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
- 2 すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差支えない。
- 3 平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定する。
- 4 平成32年度の精神病床における退院率を以下のとおり設定する。
 - (1) 入院後3か月時点の退院率は69%以上
 - (2) 入院後6か月時点の退院率は84%以上
 - (3) 入院後1年時点の退院率は90%以上

燕市の成果目標

- ◆ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

考え方

- ・燕市に関係者協議の場を設置し、情報共有や連携を行う体制の構築をめざす。
- ・効率的な地域包括ケアシステムの構築をめざし、関係機関との連携・情報共有に努める。

燕市の成果目標を実現するための施策

◆ 協議の場の設置

- 自立支援協議会を中心に、協議の場の設置に向け検討する。
- 高齢分野と情報共有を図り、地域包括ケアシステムの在り方を協議する。

◆ 退院可能な入院者に対する施策

- 退院後生活環境相談員（※医療保護入院者に選任）と地域の相談担当者の連携
- 精神科病院精神保健福祉士との連携強化
- 精神科病院と地域包括支援センターとの連携強化
- グループホームの整備と活用推進
- 保健所訪問支援との連携
- 地域の相談支援事業所相談員の育成
- 成年後見制度の利用促進
- 入院は治療であり、生活の場でないことへの理解促進
- 入院後速やかな医療と福祉による早期支援体制の構築
- 医療中断を出さないための支援
- 地域移行支援事業の利用促進

(6) 地域生活支援拠点等の整備

【現状と課題】

平成27年度自立支援協議会での協議により面的整備の推進を図る方向性が出され、燕市の強みである基幹相談支援センターを中心に様々なケースに対応できる人材育成と地域づくりに向けた取り組みをケース対応や研修にて実施しています。

今後は、今ある社会資源を有効活用しながら、さらなるネットワーク化を図っていく必要があります。そのために、地域生活拠点等に必要な機能である「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」のうち、特に①～③の機能整備の在り方を検討していく必要があります。

国の基本指針

各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上の拠点等を整備する。

燕市の成果目標

- ◆ 自立支援協議会を中心に検討し、既存の社会資源等を活用したネットワーク化を段階的に図っていく。

考え方

障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、専門性を有し、地域生活において障がいのある人等やその家族の緊急事態への対応を地域の実情に応じて実現性のある形で整備していく。そのために、今ある社会資源を有効活用し、段階的に強化していく。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施と短期入所等の活用にて、地域における生活の安心感の担保を図る。また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場への移行をしやすくする支援提供体制の整備を図る。

燕市の成果目標を実現するための施策

◆ 自立支援協議会の活用

- 拠点等のニーズと整備方針、進捗状況、課題について関係者間での共有化
- 「相談」機能整備の在り方の検討
- 「緊急時の受け入れ・対応」機能整備の在り方の検討
- 「体験の機会・場」機能整備の在り方の検討
- 「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」機能整備状況の検証・評価

◆ 基幹相談支援センター事業の活用

- 様々なケースに対応できる人材育成と地域づくりに向けたケース対応やスーパーバイズ、研修の実施

2 活動指標としての障がい福祉サービス見込量

(1) 訪問系サービスの内容及び見込量

① 居宅介護

自宅で介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事などの介助を行います。障害支援区分が区分1以上の人が対象となります。

居宅介護	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(時間)	812	881	917	953	834	851	868
実績(時間)	874	861	785	818	—	—	—
見込量(人)	58	70	73	76	59	58	57
実績(人)	67	65	61	60	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 60人 2)利用者増減推計 3人減(平成32年度) 3)時間:平成29年度合計利用時間に過去平均伸び率を加味
----------------	--

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に対し、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

重度訪問介護	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(時間)	20	20	20	20	20	20	20
実績(時間)	0	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	0	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数・利用時間(見込み) 0 2)利用者増減推計 1人増(平成32年度末) 3)利用時間見込 20時間
----------------	---

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行うサービスです。

身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は必要ありません。身体介護を伴う場合は、障害支援区分が区分2以上など必要な認定のある人が対象となります。

同行援護	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(時間)	130	43	50	57	133	166	208
実績(時間)	43	51	88	106	—	—	—
見込量(人)	13	6	7	8	9	10	11
実績(人)	5	4	6	8	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 8人 2)利用者増減推計 3人増(平成32年度末) 3)時間:平成29年度合計利用時間に過去平均伸び率を加味
----------------	--

④ 行動援護

障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。知的障がい、精神障がいにより行動上著しい障がいがある人に必要な支援を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、一人で行動することがとても困難で常に支援が必要な人が対象となります。

行動援護	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(時間)	20	20	20	20	20	20	20
実績(時間)	0	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	0	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数・利用時間(見込み) 0 2)利用者増減推計 1人増(平成32年度末) 3)利用時間見込 20時間
----------------	---

⑤ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態などで常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数の福祉サービスを組み合わせて提供します。

重度の障がいのある人等で意思疎通を図ることに著しい支障がある人のなかで、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し必要な支援を行います。

具体的には、障害支援区分が区分6に該当する人が対象となります。

重度障害者等 包括支援	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (時間)	20	20	20	20	20	20	20
実績 (時間)	0	0	0	0	—	—	—
見込量 (人)	1	1	1	1	1	1	1
実績 (人)	0	0	0	0	—	—	—

※各年度 1 か月あたりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1)平成 29 年度利用者数・利用時間 (見込み) 0 2)利用者増減推計 1 人増 (平成 32 年度末) 3)利用時間見込 20 時間
--------------------	---

(2) 日中活動系サービスの内容及び見込量

① 生活介護

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常に介護が必要な人に対し、主に昼間、障害者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介助を行うとともに、創作活動や生産活動の機会等を提供します。

常に介護が必要な人で、障害支援区分が区分3（50歳以上の場合は区分2）以上の人が対象となります。

生活介護	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(人日分)	2,838	2,556	2,641	2,841	2,963	3,002	3,041
実績(人日分)	2,474	2,549	2,709	2,841	—	—	—
見込量(人)	129	148	153	158	160	163	166
実績(人)	140	145	148	154	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 154人 2)利用者増減推計 12人増(平成32年度末) 3)平成29年度1人あたり平均利用日数:生活介護のみ利用、施設入所+生活介護利用、基準該当生活介護利用ごとに算定
----------------	---

② 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を日中に行います。

生活訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ◇ 入所施設・病院を退所・退院した後、地域生活へ移行するときに生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ◇ 特別支援学校卒業後や継続した通院により症状が安定し、地域生活を送るときに生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

自立訓練 (生活訓練)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人日分)	352	299	320	341	180	180	180
実績 (人日分)	284	171	101	180	—	—	—
見込量 (人)	16	14	15	16	9	9	9
実績 (人)	14	9	5	9	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数（見込み） 9人 2)利用者増減推計 0人（平成32年度末） 3)平成29年度1人あたり平均利用日数 20日
----------------	--

③ 宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者が対象となります。

宿泊型自立訓練	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(人日分)	—	270	300	330	155	155	155
実績(人日分)	254	163	71	95	—	—	—
見込量(人)	—	9	10	11	5	5	5
実績(人)	9	6	3	3	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 3人 2)利用者増減推計 2人増(平成32年度末) 3)平成29年度1人あたり平均利用日数 31日
----------------	---

④ 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体の障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練などを行います。

機能訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ◇ 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活へ移行するときに身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ◇ 盲・ろう・特別支援学校を卒業後、地域生活を送るときに身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

自立訓練 (機能訓練)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人日分)	22	20	20	20	40	40	40
実績 (人日分)	1	26	57	39	—	—	—
見込量 (人)	1	1	1	1	2	2	2
実績 (人)	1	1	3	2	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数（見込み） 2人 2)利用者増減推計 0人（平成32年度末） 3)平成29年度1人あたり平均利用日数 20日
----------------	--

⑤ 就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援を行います。

具体的には、事業所内や企業における作業や実習等を通して生産活動や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労への支援を行います。

また、就労後の職場定着のための支援もあわせて行います。

就労移行支援	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(人日分)	352	325	363	420	323	357	391
実績(人日分)	282	322	313	354	—	—	—
見込量(人)	16	17	19	22	19	21	23
実績(人)	16	18	19	21	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 成果目標より、平成28年度利用者数の1.2倍(平成32年度末) 2) 平成29年度1人あたり平均利用日数 17日
----------------	--

⑥ 就労継続支援 A 型

一般企業等への就労が困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がいのある人に対し、通所による就労の機会を提供します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労への支援もあわせて行います。

具体的には、次のような方が対象となります。

- ◇ 就労移行支援事業を利用した人で企業等の雇用に結びつかなかった人
- ◇ 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で企業等の雇用に結びつかなかった人
- ◇ 就労経験があり、現に雇用関係がない人

就労継続支援 (A型)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人日分)	1,628	1,054	1,092	1,130	660	700	740
実績 (人日分)	979	790	632	641	—	—	—
見込量 (人)	74	55	57	59	33	35	37
実績 (人)	53	43	33	32	—	—	—

※各年度 1 か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成 29 年度利用者数 (見込み) 32 人 2)利用者増減推計 5 人増 (平成 32 年度末) 3)平成 29 年度 1 人あたり平均利用日数 20 日
----------------	---

⑦ 就労継続支援 B 型

生産活動を通じて、知識及び能力の向上や維持が期待される障がいのある人に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労へ向けた支援もあわせて行います。

具体的には、次のような方が対象となります。

- ◇ 企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
- ◇ 就労移行支援事業を利用した人で企業等又は就労継続事業（A型）の雇用に結びつかなかった人
- ◇ 上記に該当しない人で、50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人

就労継続支援 (B型)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人日分)	2,728	2,765	2,822	2,879	3,420	3,515	3,610
実績 (人日分)	2,621	2,825	3,074	3,204	—	—	—
見込量 (人)	124	150	153	156	180	185	190
実績 (人)	146	155	169	170	—	—	—

※各年度 1 か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成 29 年度利用者数（見込み） 170 人 2)利用者増減推計 20 人増（平成 32 年度末） 3)平成 29 年度 1 人あたり平均利用日数 19 日 4)過去データより卒業生の 3 割が利用
----------------	---

⑧ 就労定着支援（新規）

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

就労定着支援	第5期見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量 (人)	2	2	2

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	新規事業であるが、成果目標を勘案し設定
----------------	---------------------

※就労定着支援は、平成30年4月創設されるサービスです。

⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援を行います。

療養介護は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ◇ 障害支援区分が区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人
- ◇ 障害支援区分が区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）

療養介護	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量 (人)	6	11	12	13	11	11	11
実績 (人)	10	10	11	10	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数（見込み） 10人 2)平成29年8月時点で待機者 1人
----------------	---

⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ及び食事等その他必要な支援を行います。

障害支援区分が区分1以上である障がいのある人が対象となります。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます

短期入所 (福祉型)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人日分)	252	245	263	281	245	259	273
実績 (人日分)	221	235	181	224	—	—	—
見込量 (人)	28	41	43	46	35	37	39
実績 (人)	31	30	28	33	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

※第4期見込量は、福祉型と医療型を合わせた数値

※第4期実績と第5期見込量は、福祉型のみの数値に変更

見込量設定に あたっての考え方	1) 平成29年度利用者数（見込み） 33人 2) 利用者増減推計 6人増（平成32年度末） 3) 平成29年度1人あたり平均利用日数 7日
--------------------	--

短期入所 (医療型)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人日分)	—	—	—	—	36	44	56
実績 (人日分)	19	17	23	23	—	—	—
見込量 (人)	—	—	—	—	9	11	14
実績 (人)	4	4	5	6	—	—	—

※各年度 1 か月あたりの平均

※第4期見込量は、福祉型と医療型を合わせた数値

※第4期実績と第5期見込量は、医療型のみの数値に変更

※福祉型と医療型を併用利用している人もいる

見込量設定に あたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 6人 2)利用者増減推計 8人増 (平成32年度末) 3)平成29年度1人あたり平均利用日数 4日
--------------------	---

(3) 居住系サービスの内容及び見込量

① 自立生活援助（新規）

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等が対象となります。

自立生活援助	第5期見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量 (人)	0	2	2

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	新規事業のため、今後の状況を勘案し設定
----------------	---------------------

※自立生活援助は、平成30年4月創設されるサービスです。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

障がいのある人（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る）が対象となります。

共同生活援助 (グループホーム)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人)	49	48	51	54	74	77	80
実績 (人)	45	57	62	67	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあつての考え方	1)平成29年度利用者数（見込み） 67人 2)利用者増減推計 13人増（平成32年度末）
---------------	--

※平成26年4月1日から、共同生活介護（ケアホーム）のサービスはグループホームに一元化されました。

③ 施設入所支援

施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間や休日に入浴、排せつ及び食事の介助、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の方が対象となります。（18歳未満については、児童福祉法に基づく障害児入所支援の対象となります。）

施設入所支援	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量 (人)	92	94	93	91	89	88	87
実績 (人)	93	90	90	89	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	成果目標から2%の減少推計 89人→87人（平成32年度末）
----------------	--------------------------------

(4) 相談支援サービスの内容及び見込量

① 計画相談支援

市が指定する特定相談支援事業者が、障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人に対して、サービス等利用計画を作成し、利用後もサービスが適正かを検討します。

計画相談支援	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(人)	140	498	549	599	74	76	78
実績(人)	66	77	74	72	—	—	—

※第4期見込量は、年間の作成者数

※第5期見込量は、1か月の作成者数に変更

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 72人 2)サービス等利用計画 + *モニタリングの利用者数
----------------	---

*モニタリングとは
サービスを提供しながら現状を観察することです。

② 地域相談支援（地域移行支援）

長期間の入所・入院等をしている障がいのある人で地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援等を行います。

地域相談支援 (地域移行支援)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人)	5	2	2	2	1	1	1
実績 (人)	0	0	0	1	—	—	—

※各年度の作成者数

見込量設定にあたっての考え方	1) 平成29年度利用者数（見込み）1人（1人平成29年中に標準利用期間終了） 2) 利用者数：新規利用者1人を追加
----------------	---

③ 地域相談支援（地域定着支援）

居宅で、一人暮らしをしている障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

地域相談支援 (地域定着支援)	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人)	5	1	1	1	2	2	2
実績 (人)	0	1	0	1	—	—	—

※各年度の作成者数

見込量設定にあたっての考え方	1) 平成29年度利用者（見込み）1人 2) 利用者数：新規利用者1人を追加
----------------	---

(5) 障がい福祉サービスの必要な見込量確保のための方策

① 訪問系サービス

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、在宅で受ける訪問系サービスの果たす役割は大きく、個々のニーズに沿った質の高いサービスの提供が行われる必要があります。

必要な人にさらに質の高い支援が行き届くようサービス等利用計画を活用し、利用者とサービス提供事業所、相談支援事業所の連携強化を図りながら、適切なサービスの提供を行い、安心した生活が送れるよう取り組みます。

② 日中活動系サービス

地域での生活を充実したものとするためには、日中の活動場所が欠かせません。生活に必要な介助を受けることや創作活動、生産活動の機会を提供し、家族以外の人ともつながりを持てる場所の確保は重要です。

また、今ある能力を維持し、今後に向け伸ばし、さらには就労が定着していく支援が、障がいのある人のやる気や自信につながります。

従来から重点的に行ってきた福祉的就労支援の充実を基本に、障がいのある人が就労意欲と働き続けられる意欲を高められる環境を作るため、各関係機関等との連携を図り、自立支援協議会（就労支援専門部会）を中心に体制整備に努めます。

③ 居住系サービス

施設入所者については地域移行が進められており、利用者の減少が見込まれます。一方で、グループホームは、食事など日常生活上の支援が入ることや共同生活の中にも個人の空間が守られるため、障がいのある人にとって大切な居住場所となります。

事業所との情報共有を図り、障がいのある人へ必要な情報の提供を行うとともに、地域の受け入れ体制の整備に努めます。

④ 相談支援サービス

障がいのある人で障がい福祉サービスを利用する人すべてにサービス等利用計画が作成されました。それにより、利用者本人が望む生活や必要とする支援の共有が図られ、課題の解決や適切なサービス利用に向けた調整が確実に行われるようになりました。

サービス等利用計画を作成する相談支援専門員が、障がいのある人のニーズに合わせ、本人に合った支援を組み立て、サービスを調整する力をさらに高めていくことが必要です。

基幹相談支援センターと自立支援協議会（相談支援専門部会）及び事業所が連携し、資質向上に取り組みます。

3 活動指標としての児童福祉法に基づくサービス見込量

【第1期燕市障がい児福祉計画部分】

(1) 児童福祉法に基づくサービスの内容及び見込量

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援をします。

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がいのある児童が対象となります。

児童発達支援	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(人日分)	—	152	192	232	385	335	395
実績(人日分)	—	107	195	331	—	—	—
見込量(人)	—	19	24	29	55	67	79
実績(人)	—	11	22	38	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 38人 2)新規とサービス終了者差引で増減推計 41人増(平成32年度末) 3)1人あたりの平均利用日数 5日へ段階的に移行
----------------	--

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がいのある児童に児童発達支援及び治療を提供します。

医療型 児童発達支援	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人日分)	—	18	24	30	7	14	21
実績 (人日分)	—	17	14	13	—	—	—
見込量 (人)	—	3	4	5	1	2	3
実績 (人)	—	3	2	2	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 2人(※2人とも平成30年3月終了予定) 2)利用者増減推計 年1人増(平成32年度末までに3人) 3)平成29年度1人あたりの平均利用日数 7日
--------------------	---

③ 居宅訪問型児童発達支援（新規）

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がいなどの重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童が対象です。

居宅訪問型 児童発達支援	第5期見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量 (人日分)	0	10	10
見込量 (人)	0	2	2

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)利用者推計 新規事業のため、今後の状況を勘案し設定 2)1人あたりの平均利用日数 児童発達支援に合わせて設定
----------------	---

※居宅訪問型児童発達支援は、平成30年4月創設されるサービスです。

④ 放課後等デイサービス

学齢期の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休業期間において、通所により、生活能力の向上のための訓練など多様な活動メニュー（創作的活動等を含む）を継続的に提供することにより、学校との連携・協働により放課後等の居場所づくりを推進、支援します。

放課後等 デイサービス	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人日分)	—	453	523	593	880	920	940
実績 (人日分)	—	467	696	753	—	—	—
見込量 (人)	—	64	74	84	88	92	94
実績 (人)	—	58	75	76	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1)平成29年度利用者数（見込み） 76人 2)新規とサービス終了者差引での増減推計 18人増（平成32年度末） 3)平成29年度1人あたり平均利用日数 10日
--------------------	--

⑤ 保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設において障がいのある児童以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援により施設の安定した利用の促進を図ります。

保育所等 訪問支援	第5期見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量 (人日分)	20	20	20
見込量 (人)	10	10	10

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者(見込み) 0人 2)利用者増減推計 0人(平成32年度末)
----------------	--

⑥ 障害児相談支援

障がいのある児童又は保護者の意向を踏まえて障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、障害児支援利用計画の見直しを図りながら、適切な支援に努めます。

障害児 相談支援	第4期実績			第5期見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人)	93	107	121	23	28	34
実績 (人)	16	25	19	—	—	—

※第4期見込量は、年間の作成者数

※第5期見込量は、1か月の作成者数に変更

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 19人 2)サービス等利用計画 + モニタリングの利用者数
----------------	--

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割のコーディネーターの配置について検討していきます。

コーディネーターの配置	第5期見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(人)	0	0	0

※各年度配置人数

見込量設定にあたっての考え方	成果目標の「障がい児等支援の体制整備」の中で検討
----------------	--------------------------

(2) 児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量確保のための方策

① 乳幼児期のサービス

子ども・子育て支援法にあるようにすべての子どもが健やかに成長するための支援が求められています。障がい児への支援については、保健・医療・保育・教育等とも連携しながら、障がい児に対する専門的な支援の確保に努めます。

支援を必要とする障がい児に対し、身近な地域でサービスが受けられる環境を整備し、ライフステージごとに支援を途切れさせない体制を構築するため、関係機関との連携を強化し、障がい児と関係機関、さらにサービス事業所に適切につながる児童発達支援センターの在り方を含めた協議を自立支援協議会中心に行います。

② 学齢期のサービス

放課後や長期休業期間の過ごし方は、学齢期の障がい児の発育において非常に重要です。また、学齢期の障がい児を持つ保護者の労働環境や介助負担軽減を図る上でも非常に重要です。

そのために、「療育支援」と「預かり支援」の在り方について、福祉だけでなく子育てや教育等各関係部署・関係機関とも協議し、サービスの適正量等の見極めに努めます。

③ 障害児相談支援サービス

サービスを利用する障がい児すべてに障害児支援利用計画が作成されるようになりました。それにより、障がい児やその保護者が望む生活や必要とする支援の共有が図られ、課題の解決や適切なサービス利用に向けた調整が確実に行われるようになりました。

障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員が、障がい児とその保護者のニーズに合わせ、ライフステージも見据えながら、本人に合った支援を組み立て、サービスを調整する力をさらに高めていくことが必要です。

基幹相談支援センターと自立支援協議会（相談支援専門部会）及び事業所が連携し、資質向上に取り組みます。

4 活動指標としての地域生活支援事業サービス見込量

(1) サービス内容及び見込量

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

理解促進研修・啓発事業	第5期見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	有	有	有

見込量設定にあたっての考え方	1) 相談支援専門部会を中心とした啓発 2) 精神保健福祉講座での啓発
----------------	--

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

自発的活動支援事業	第5期見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	有	有	有

見込量設定にあたっての考え方	1) 地域支えあい体制の拡充 2) *音声訳ボランティアの育成
----------------	------------------------------------

*音声訳ボランティアとは

視覚障がい者のために図書を音訳するボランティアグループのこと。

③ 相談支援事業

■障がい者相談支援事業（委託相談）■

障がいのある人、その家族等に対し、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業		第3期実績	第4期実績				第5期見込量		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
障がい者 相談支援 事業 (委託相談)	見込量 (箇所数)	4	5	5	5	6	6	6	
	実績 (箇所数)	4	5	5	6	—	—	—	
	見込量 (委託相談員数)	—	14	14	14	14	14	14	
	実績 (委託相談員数)	10	12	12	13	—	—	—	
基幹相談 支援 センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有	有	
自立支援 協議会	設置の 有無	有	有	有	有	有	有	有	

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

成年後見制度 利用支援事業	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人)	1	3	3	3	12	14	16
実績 (人)	2	6	6	10	—	—	—

※各年度の利用者数

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。燕市では、社会福祉協議会に業務を委託し、障がいのある人の権利擁護を図っています。

成年後見制度法 人後見支援事業	第5期見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

意思疎通 支援事業		第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
要約筆記者等 派遣事業	見込量 (人)	20	10	11	12	17	18	19
	実績 (人)	14	16	16	16	—	—	—
手話通訳者 設置事業	見込量 (人)	1	1	1	1	1	1	1
	実績 (人)	1	1	1	1	—	—	—

※各年度年間利用者数等

見込量設定にあたっての考え方	1) 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業 各年度1人増・コーディネートのみの紹介も合わせて推計 2) 手話通訳者設置事業 社会福祉課窓口を設置済
----------------	---

⑦ 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者等に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活上の便宜や福祉の増進を図ります。

日常生活用具給付等事業		第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支援用具 介護・訓練	見込量(件)	5	8	8	8	6	6	6
	実績(件)	6	4	5	6	—	—	—
支援用具 自立生活	見込量(件)	15	19	19	19	16	16	16
	実績(件)	19	7	7	13	—	—	—
支援用具 在宅療養等	見込量(件)	15	15	15	15	14	14	14
	実績(件)	12	14	12	13	—	—	—
疎通支援用具 情報・意思	見込量(件)	15	30	30	30	54	54	54
	実績(件)	43	52	56	51	—	—	—
支援用具 排泄管理	見込量(件)	1,842	1,348	1,348	1,348	1,525	1,525	1,525
	実績(件)	1,404	1,464	1,507	1,543	—	—	—
(住宅改修費) 居宅生活動作補助用具	見込量(件)	5	2	2	2	1	1	1
	実績(件)	1	0	0	1	—	—	—

※各年度年間延べ件数

見込量設定にあたっての考え方	上位2か年平均で推計
----------------	------------

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

移動支援事業	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(人)	66	33	34	35	52	53	54
実績(人)	48	49	50	51	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1)平成29年度利用者数(見込み) 51人 2)利用者増減推計 3人増(平成32年度末)
----------------	---

⑨ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

地域活動支援センター事業(市内)		第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎的事業	見込量(箇所数)	5	2	2	2	2	2	2
	実績(箇所数)	2	3	3	2	—	—	—
機能強化事業	見込量(箇所数)	2	3	3	3	3	3	3
	実績(箇所数)	3	3	3	3	—	—	—

⑩ その他事業

任意の事業として、燕市では次の事業を実施しています。

■訪問入浴サービス事業■

自宅での入浴が困難な、身体に障がいのある人に対して、移動入浴車による入浴サービスを提供します。

訪問入浴 サービス事業	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人)	3	2	3	3	6	7	8
実績 (人)	3	4	5	6	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1)平成29年度利用者(見込み) 6人 2)利用者増減推計 2人増(平成32年度末)
--------------------	---

■日中一時支援事業■

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適用するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的に実施しています。

日中一時 支援事業	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (利用実人数)	25	58	60	62	54	59	64
実績 (利用実人数)	39	34	36	49	—	—	—

※各年度1か月あたりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1)平成29年度利用者(見込み) 49人 2)新規利用者推計 15人(平成32年度末)
--------------------	--

■自動車運転免許取得・改造助成事業■

身体障害者手帳を所持している人が、就労等を目的とした自動車運転免許の取得や自らが運転するために行うブレーキ・アクセルなどの改造費の一部の助成を行います。

自動車運転 免許取得・ 改造助成事業	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (件)	10	5	5	5	5	5	5
実績 (件)	13	5	7	5	—	—	—

※各年度利用件数

見込量設定にあたっての考え方	平成29年度助成（見込み）から推計
----------------	-------------------

■手話奉仕員養成研修事業■

手話奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人の社会参加のための支援者の充実を図るものです。

手話奉仕員等養 成研修事業	第3期実績	第4期実績			第5期見込量		
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (人)	—	12	12	12	12	12	12
実績 (人)	10	16	10	10	—	—	—

※各年度養成者数

見込量設定にあたっての考え方	養成講座修了者数平均値から推計
----------------	-----------------

(2) 各事業の見込量確保のための方策

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等に対する理解を深めるため、広報誌等情報媒体を利用して広く市民への周知を図り、社会的障壁を取り除く取り組みを行います。また、精神保健福祉講座での啓発に努めます。

② 自発的活動支援事業

デイジーボランティア育成等を通じ、障がいがある人やその家族等が自発的に行う活動を支援し、地域で生き生きと活動できる機会の提供を図ります。また、地域支えあい活動の推進を燕市社会福祉協議会と協働で推進し、共助の復元と地域力の向上に努めます。

③ 相談支援事業

障がいのある人の地域生活を支援するには、様々な相談やサービスの利用方法等について、身近に相談できる場が必要です。現在6か所の事業所が対応しており地域の相談窓口となっています。

基幹相談支援センター・自立支援協議会（相談支援専門部会）及び事業所と連携し、相談支援専門員が持つソーシャルワーク力の底上げと向上に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

権利擁護支援事業を委託している燕市社会福祉協議会と共に、権利擁護に関する相談及び専門的支援はもちろんのこと、地域におけるネットワーク構築、権利擁護に関する制度の普及に努めます。

また、権利擁護に関するニーズ把握と検証を行ない、市民が利用しやすい制度の構築に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業を委託している燕市社会福祉協議会を中心に、地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活動を支援する体制の整備に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

障がいのある人の社会参加を支援するため、地域における手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するとともに、派遣事業実施に欠かせない奉仕員等の人材の育成と確保に努めます。

また、視覚障がい者の情報保障の確保に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がい者福祉のしおりや広報誌、ホームページ等を通じて給付事業の内容の周知に努めます。さらに障がいの特性に合わせた対象用具の拡充や給付基準額の適正化を図るなど、障がいのある人の日常生活の支援に努めます。

⑧ 移動支援事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、サービスの質の向上に努めます。また、このサービスが適切に提供できるように、相談支援事業所等関係事業所への事業周知に努めます。

⑨ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に創作活動、生産活動の機会を提供し、社会交流の促進などを図るため、地域活動支援センターを運営する法人等に対して引き続き補助を行い、運営の安定とサービスの質の向上を図ります。

⑩ その他事業

「訪問入浴サービス」や「日中一時支援」等の現行サービスを維持しながら、障がいのある人の日常生活支援の充実に努めます。

5 活動指標一覧

障がい福祉サービス	単位	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス					
居宅介護	時間	818	834	851	868
	人	60	59	58	57
重度訪問介護	時間	0	20	20	20
	人	0	1	1	1
同行援護	時間	106	133	166	208
	人	8	9	10	11
行動援護	時間	0	20	20	20
	人	0	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	20	20	20
	人	0	1	1	1
日中活動系サービス					
生活介護	人日	2,841	2,963	3,002	3,041
	人	154	160	163	166
自立訓練（生活訓練）	人日	180	180	180	180
	人	9	9	9	9
宿泊型自立訓練	人日	95	155	155	155
	人	3	5	5	5
自立訓練（機能訓練）	人日	39	40	40	40
	人	2	2	2	2
就労移行支援	人日	354	323	357	391
	人	21	19	21	23
就労継続支援 A 型	人日	641	660	700	740
	人	32	33	35	37
就労継続支援 B 型	人日	3,204	3,420	3,515	3,610
	人	170	180	185	190
就労定着支援	人	—	2	2	2
療養介護	人	10	11	11	11

第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画

障がい福祉サービス	単位	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中活動系サービス					
短期入所（福祉型）	人日	224	245	259	273
	人	33	35	37	39
短期入所（医療型）	人日	23	36	44	56
	人	6	9	11	14
居住系サービス					
自立生活援助	人	—	0	2	2
共同生活援助（グループホーム）	人	67	74	77	80
施設入所支援	人	89	89	88	87
相談支援サービス					
計画相談支援	人	72	74	76	78
地域相談支援（地域移行支援）	人	1	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人	1	2	2	2
児童福祉法に基づくサービス					
児童発達支援	人日	331	385	335	395
	人	38	55	67	79
医療型児童発達支援	人日	13	7	14	21
	人	2	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人日	—	0	10	10
	人	—	0	2	2
放課後等デイサービス	人日	753	880	920	940
	人	76	88	92	94
保育所等訪問支援	人日	0	20	20	20
	人	0	10	10	10
障害児相談支援	人	19	23	28	34
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	人	—	0	0	0
地域生活支援事業サービス					
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

地域生活支援事業サービス	単位	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業					
障がい者相談支援事業（委託相談）	実施見込箇所数	6	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
自立支援協議会	設置の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	10	12	14	16
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	人	16	17	18	19
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	6	6	6	6
自立生活支援用具	件	13	16	16	16
在宅医療等支援用具	件	13	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	件	51	54	54	54
排泄管理支援用具	件	1,543	1,525	1,525	1,525
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	1
移動支援事業	人	51	52	53	54
地域活動支援センター事業					
基礎的事業	実施見込箇所数	2	2	2	2
機能強化事業	実施見込箇所数	3	3	3	3
その他事業					
訪問入浴サービス事業	人	6	6	7	8
日中一時支援事業	人	49	54	59	64
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	5	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業	人	10	12	12	12

第5章 計画実現のために

1 関係機関との連携とPDCAサイクルの実施

本計画の推進にあたっては、燕市が主体となり、国、県等の行政機関と連携を図るとともに、関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、対応していくことが重要です。また、自立支援協議会で評価を行うPDCAサイクルを実施することで、計画の実現性を確実に高めていきます。

(1) 関係機関等との連携強化

障がい福祉施策については、国や県の動向等を注視し、障がい福祉団体、市民、サービス事業所、相談支援事業所などの関係機関との情報共有と連携強化を図りながら施策を推進します。

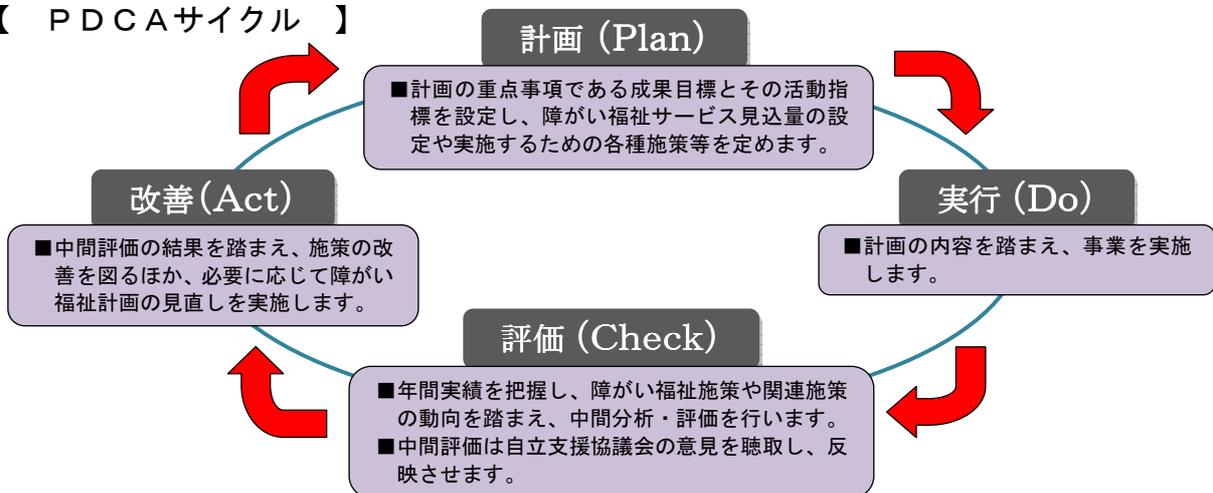
庁内体制についても障がい福祉分野に限らず、高齢・児童・地域福祉、生活保護、権利擁護、保健・医療、保育、教育、生活環境、商工振興、地域振興、社会教育、防災・防犯等の各分野と連携を図りながら、確実に計画を実行してまいります。

(2) PDCAサイクルの実施体制の整備

計画の施策については、関係者が目標を共有し、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要です。

そのため、成果目標を中心にPDCAサイクルを実施することとし、評価は自立支援協議会が、進捗管理を基幹相談支援センターが担うことで目標の達成をめざします。

【 PDCAサイクル 】



(3) 基幹相談支援センターによる計画の進捗管理

基幹相談支援センターでは、効率的なセンター運営を実現するため、当該年度の事業計画を策定しています。

この事業計画の中に本計画の進捗管理についての業務も加え、さらに計画の改善・見直し等についても基幹相談支援センターが中心になって検証していくことで、計画の実現に努めてまいります。

(4) 燕市障がい者基本計画・第4期燕市障がい福祉計画評価実績

計画策定後、燕市障がい者自立支援協議会にて毎年1回計2回、成果目標実現のための施策について中間評価を行いました。

成果目標と実現のための施策	評価結果
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進 <ul style="list-style-type: none"> ・退所可能な入所者に対する施策 ・長期入所者の高齢化に対する施策 ・地域体制整備 	継続
2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進 <ul style="list-style-type: none"> ・退院可能な入院者に対する施策 ・長期入院者の高齢化に対する施策 ・地域体制整備 ・長期入院者を生み出さない体制 	継続
3. 地域生活支援拠点等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターによる課題の抽出と検証 ・自立支援協議会で拠点整備の在り方について検討 ・県央圏域で地域生活支援拠点等の整備に関する検討部会設置を提案 <p>(※平成27年度自立支援協議会にて燕市での面的整備の方向性となる)</p>	継続
4. 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会（就労支援専門部会）による施策推進 ・基幹相談支援センターを中心とした施策展開 ・市民・企業に対する障がい者理解の啓発促進 ・就労アセスメント体制の促進（卒業生の一般就労促進） 	継続
5. 障がい児支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会（療育支援専門部会）による連携体制検証とセンター機能形成の環境整備 ・保健センターと基幹相談支援センターによる協働事業実施 ・県央圏域障害者地域生活支援連絡調整会議相談支援事業部会を活用し、重症心身障がい児のサービス提供について検討 ・保護者支援プログラムの実施（ペアレントトレーニング等） 	継続
6. 相談支援体制の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会（相談支援専門部会）による施策推進 ・基幹相談支援センターを中心とした施策の展開 	継続

資料編

1 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過

年月日	内 容
平成 29 年 5 月 17 日 (水) 運営会議 (第 1 回)	◆第 1 回全体会審議案件協議
平成 29 年 5 月 29 日 (月) 全体会 (第 1 回)	◆平成 29 年度燕市障がい者自立支援協議会運営方針 ◆計画策定の方向性について
平成 29 年 6 月 21 日 (水) 運営会議 (第 2 回)	◆燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画のアンケートについて
平成 29 年 9 月 28 日 (木) 運営会議 (第 3 回)	◆第 2 回全体会審議案件協議
平成 29 年 10 月 11 日 (水) 全体会 (第 2 回)	◆燕市障がい者基本計画・第 4 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画中間評価について ◆燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画について
平成 29 年 10 月 31 日 (火) 運営会議 (第 4 回)	◆第 3 回全体会審議案件協議
平成 29 年 11 月 17 日 (金) 全体会 (第 3 回)	◆燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画について
平成 30 年 1 月 22 日 (月) 運営会議 (第 5 回)	◆第 4 回全体会審議案件協議
平成 30 年 2 月 2 日 (金) 全体会 (第 4 回)	◆燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画について

2 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿

任期 自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

区 分	所 属	氏 名	運営会議 参集者
1	相談支援事業 を担う関係者	(福) 燕市社会福祉協議会 【副会長】 外 山 純 子	○
		(福) 燕・西蒲原福祉会 杉 山 敦 彦	○
2	障がい当事者、 団体の代表	燕市身体障害者福祉協会 中 村 芳 郎	
		手をつなぐ育成会 三 浦 章 子	
		吉田精神障害者家族会 「心和会」 指 田 武 巳	
		障害児の地域生活支援を求める会 ぴゅあ・きっず 鈴 木 久 美 子	
3	福祉サービ ス事業関係者	(福) 桜井の里福祉会 青 木 裕 子	
		西蒲原福祉事務組合 高 島 清 一	○
		(福) つばめ福祉会 山 保 司 郎	○
		NPO 法人 アビリティ燕 近 藤 麻 理 子	
		(福) 吉田福祉会 前 山 千 恵 子	○
4	保健・医療・教 育関係者	新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部 後 藤 一 安	
		燕市小・中学校長会 村 山 幸 一	
		燕市健康福祉部 小 林 恵 美 子	
5	地域ケアに関 する学識経験 者	学識経験者 【会長】 藤 井 吉 紀	○
		燕市地区民児協 高 畑 楨 子	
6	企業関係機関	巻公共職業安定所 小 黒 正 勝	
		燕商工会議所 大 滝 利 弘	

3 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 57 号

改正 平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号

平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定による相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、燕市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の情報収集、開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 燕市障がい者基本計画及び燕市障がい福祉計画に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業を担う関係者
- (2) 障がい当事者、団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業関係者
- (4) 保健、医療及び教育関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験者
- (6) 企業関係機関

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(課題別専門部会及び運営会議)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って課題別専門部会及び運営会議を置くことができる。

(報告)

第7条 会長は、協議事項に関し必要な事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝金)

第10条 謝金は、日額5,000円とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月23日告示第103号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第76号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第62号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第39号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

4 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 500 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの行う事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、燕市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営のできる法第 51 条の 19 で指定された一般相談支援事業者又は法第 51 条の 20 で指定された特定相談支援事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象者は、市内に居住する者で、法第 4 条に規定する障害者及び障害児、障害児の保護者又は障害者及び障害児の介護を行う者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者及び障害児の福祉相談に関すること。
- (2) 総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (4) 地域移行支援及び地域定着支援の促進の取組に関すること。
- (5) 権利擁護制度の推進に関すること。
- (6) 燕市障がい者虐待防止センターに関すること。
- (7) 燕市障がい者自立支援協議会に関すること。
- (8) 障害者福祉施策に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用料)

第 5 条 事業の利用料は、原則として無料とする。

(体制)

第 6 条 事業の実施に当り、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、利用者への支援等を効果的に実施するため、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、医師、臨床心理士等の専門的技術等を有する者の協力が得られる体制を確保するものとする。

(遵守事項)

第7条 相談支援を行うに当っては、利用者の意向を生かすとともに権利擁護にも充分留意しなければならない。

2 事業の実施に当っては、関係機関等と日頃から情報交換をするなど円滑な関係づくりに努めなければならない。

3 事業の実施に当っては、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、事業実施計画、相談内容及び処理状況等について、燕市障がい者自立支援協議会に対し報告を行うとともに、その評価を受けなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

燕市障がい者基本計画
第5期燕市障がい福祉計画
第1期燕市障がい児福祉計画

発行日：平成30年3月

発行：燕市健康福祉部 社会福祉課

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

電話 (0256) 77-8171

<http://www.city.tsubame.niigata.jp>
